

IV 資料

東京都議会議員選挙（新宿区選挙区）

候補者氏名等揭示

新宿区選挙管理委員会

党派名	氏名
自由民主党	秋田一郎
日本公益党	山井とおる
立憲民主党	三雲たかまさ
日本維新の会	上塚てつじ
公明党	古城まさお
全都黎明	木下ようすけ
自由民主党	吉住はるお
都民ファーストの会	森口つかさ
減税とうきょう	梅田なつき
無所属	さおとめ智子
日本共産党	大山とも子

衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第一区）

候補者氏名等揭示

新宿区選挙管理委員会

候補者氏名	候補者届出政党の名称
海江田万里	立憲民主党
なし	
小野たいすけ	日本維新の会
山田みき	自由民主党

衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第十区）

候補者氏名等揭示

新宿区選挙管理委員会

候補者氏名	候補者届出政党の名称
鈴木隼人	自由民主党
沢口ゆうじ	
鈴木ようすけ	立憲民主党
小山徹	
ふじ川たかし	日本維新の会

衆議院(比例代表選出)議員選挙名簿届出政党
等の名称等揭示

選挙管理委員会

名簿届出政党等の名称	略称
日本共産党	共産党
新党やまと	やまと
NHKと裁判して 弁護士法72条違反で	NHK党
れいわ新選組	れいわ
立憲民主党	民主党
国民民主党	民主党
自由民主党	自民党
公明党	公明
政権交代によるコロナ対策強化新党	新党
社会民主党	社民党
日本第一党	日本第一
日本維新の会	維新

令和三年十月三十一日執行 衆議院 衆議院名簿届出政党等の名称等及び名簿登載者氏名等掲示

議員選挙 選挙管理委員会

衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位		略称	名簿等 院政名 届出の名称
1	笠井 亮	共産党	日本共産党
2	宮本 龍	やまと	新党やまと
3	池内 さおり	NHK党	NHKを裁判して党 を護る法々と案進んで
4	谷川 智行	れいわ	れいわ新選組
5	坂井 和歌子	民主	立憲民主党
6	細野 真理	民主	国民民主党
7	小泉 東	自民	自由民主党
8		公明	公明党
9		新	新党
10		社民	社民党
11		日本	日本第一党
12		維新	日本維新の会
13	石崎 英智		
14	ススキイチロー		
15	吹田 ひびた		
16	小林 あかり		
17	田中 伸心		
18	山本 太郎		
19	北村 イタル		
20	くしふる 万里		
21	渡辺 てる子		
22	海江田 万里		
23	松尾 あきひろ		
24	まつばら 仁		
25	手塚 よしお		
26	落合 貴之		
27	ながつま 照		
28	吉田 はるみ		
29	山岸 一生		
30	鈴木 ようすけ		
31	あくつ 幹彦		
32	きたじょう 智彦		
33	本村 たけつか		
34	井戸 まさえ		
35	水野 もとこ		
36	作 直人		
37	末松 義規		
38	大河原 まさこ		
39	山花 郁夫		
40	伊藤 しゆんすけ		
41	島田 智成		
42	高松 智之		
43	川島 智太郎		
44	北出 みか		
45	山美 山美		
46	山美 山美		
47	山美 山美		
48	山美 山美		
49	山美 山美		
50	山美 山美		
51	山美 山美		
52	山美 山美		
53	山美 山美		
54	山美 山美		
55	山美 山美		
56	山美 山美		
57	山美 山美		
58	山美 山美		
59	山美 山美		
60	山美 山美		
61	山美 山美		
62	山美 山美		
63	山美 山美		
64	山美 山美		
65	山美 山美		
66	山美 山美		
67	山美 山美		
68	山美 山美		
69	山美 山美		
70	山美 山美		
71	山美 山美		
72	山美 山美		
73	山美 山美		
74	山美 山美		
75	山美 山美		
76	山美 山美		
77	山美 山美		
78	山美 山美		
79	山美 山美		
80	山美 山美		
81	山美 山美		
82	山美 山美		
83	山美 山美		
84	山美 山美		
85	山美 山美		
86	山美 山美		
87	山美 山美		
88	山美 山美		
89	山美 山美		
90	山美 山美		
91	山美 山美		
92	山美 山美		
93	山美 山美		
94	山美 山美		
95	山美 山美		
96	山美 山美		
97	山美 山美		
98	山美 山美		
99	山美 山美		
100	山美 山美		

最高裁判所裁判官国民審査に付される
裁判官の氏名等揭示
選挙管理委員会

最高裁判所の裁判官に
任命された年月日

氏
名

平成30年1月9日	深山卓也
令和3年9月3日	岡正晶
平成31年3月20日	宇賀克也
令和3年9月3日	堺徹
令和元年9月2日	林道晴
令和元年10月2日	岡村和美
平成30年2月26日	三浦守
平成31年2月13日	草野耕一
令和3年7月16日	渡邊恵理子
令和3年7月16日	安浪亮介
令和3年2月8日	長嶺安政

(1) 令和3年7月4日執行

東京都議会議員選挙(新宿区選挙区)選挙公報

(定数4人)

東京都選挙管理委員会

公明党 ともに前へ ともに未来へ

1期4年間、都議会公明党の最若手として、青年の視点を生かし、様々な課題に積極的に取り組んでまいりました。これからも新型コロナウイルス対策、がん対策をはじめ、「よいのちを守る」政策の一つ一つに進めてまいります。

実現しました!

- 新型コロナウイルスワクチンのスムーズな接種を推進**
1回目の接種会場で、2回目の予約が取れない仕組みを改善。予約電話の常設化へ、印刷型や一般電話受付を推進しました。
- 駅ホームドアの設置、小中学校体育館にエアコン設置**
新宿区内49箇中小学校、41箇にホームドアの設置を推進（区議政実行）。すべての公立小中学校、養護学校の体育館へのエアコン設置を実現しました。
- 東京都初のSNS相談窓口を開発**
まきづらと連携する影響が軽減し利用できる SNS 相談窓口（相談は LINE@ 東京）の開発を推進しました。10代の子供向けにはこれまでの6割に

第2子の保育料無償化!
これまでは、2歳までの保育料の第2子以降、第3子以降は半額。さらに第2子の無償化もあがります。

高校3年生までの医療費無償化!
これまで、中学3年生までの医療費無償化を実現。今後、市内全域で高校3年生まで無償化します。

私たちが目指しています! 5年計画

1980年生まれ、41歳
創価大学、日本大学法科大学院修了。
元都本庁広報宣伝局長、元新宿区支部長、都議1期、新宿区大沢町在住。

https://www.akemai.or.jp/ken/kenjissai/ URL: www.akemai.or.jp Twitter: @akemai2020



こじょう 古城まさお 41歳 公明党公認

誰もが人間らしく生きられる東京を

2019年、コロナ禍で、都民の暮らしは本当に大変でした。行政の対応が迅速でなかった。都民の暮らしが、本当に大変な状況で、誰もが人間らしく生きられる東京を、目指してまいります。

- 選べ! ワクチン・PCR検査・医療支援・補償**
 - ワクチン接種安全・迅速に、高齢者に無料でPCR検査を
 - 医療従事者に支援を。都立・公社病院の独立行政法人化中止
 - 学生在任の学生に1億3千万円の給付金を
 - 日本と補償はセットで、療養の給付金拡充
 - 選べ! いのち・くらし最優先の都政へ**
 - 保育費・学費・学校を少数人控へ。18歳まで区民有償料に
 - 羽田新飛行ルート中止 ●補償額増額を両目に
 - パートナーシップ制度の早期実現。都立ジェンダー平等推進員を
 - 都民住宅の新築促進 ●再生可能エネルギーへの転換
- 政治は必ず変わります
- 日本共産党を導く野党の力パワーアップ!
- 東京都選挙管理委員会 東京都選挙区 東京都選挙区 東京都選挙区



命が大事 オリンピックは中止し コロナ対策に全力を 日本共産党 大山とも子

東京都から日本を変えよう!

日本社会の公益と信義・誠実を求める新しい政党です

- 「公民」「非公民」とは 公 民：税を徴収される生活者のこと 非公民：徴収した税で生活する者のこと
- 公民の知恵と工夫で考える 日本公益党の10提案
1. 老人世帯から介護費用へ
 2. タコノボリ型賃上げの推進
 3. 公務員賃上げの推進
 4. 行政の規制緩和から負担軽減へ
 5. 労働時間短縮改革と付帯型労働者の雇立
 6. 行政機関の雇立
 7. 大学進学と生涯学習型教育の普及
 8. 国産品と地方産品の差別化促進(産地・産物・産品)
 9. 昇給・公平な一元化の社会保険制度
 10. DX化と地方自立型経済(urbanedge)
- 創始人と共同代表を兼ねます。一人ひとりの暮らしと行動で日本社会を変えよう。/ 中学生・高校生でも参加できます。/ 多岐にわたる教育・医療・福祉の分野で活動。/ 10~18歳未満の学生も、非公民である若年層の若者に、参加を奨励する。/ 日本を創る若い世代の力を活かす。/ 公民として改革を進めたい。/ 三権分立を堅持し、民主主義を堅持する。/ 内閣は内閣。



山井とまる 日本公益党公認

投票率95%で明日を変える

木下ようすけは、次の3ステップで東京都の未来をつくります

- 全部説明 木下ようすけ
- Step1** 投票率を向上させ、全部氏が参加し政策を変えていける選挙づくり
 - Step2** 実行力のある人材が評価される制度づくり
 - Step3** 縦横化する社会・災害の中で最適な意思決定ができるシステムづくり
- 木下ようすけ (若のした・ようすけ)
- 1985年、徳島県大塚町生まれ
 - 大学卒業後、高層ビル建設会社のAD、不動産会社の営業職を経験
 - 現在、株式会社アソフワードでのプログラマーを勤め、選挙事務所に従事
 - 東京都議会議員を目指す政治家団体「若者同盟」に2021年より所属

人・くらし・環境 最優先!!

- コロナで疲弊した経済・生活を徹底的に支援していきます。
- ★東京版レスキュープラン☆多
 - ・2兆円規模の大型経済対策
 - ・行財政改革、28兆円の郵の資産売却で資金捻出
- 緊急事態宣言で、私権が大きく制限された4月、5月、都議会は休会でした。多くの人が、あるいは不安を感じているときこそ我々が伝えて欲しいと現念を感じました。そんな都議会を変えたい。皆様に寄り添い、明るい東京の未来をつくってまいります。



上塚まさひろ 日本維新の会公認

25歳の挑戦!

東京を変えるのは今しかない!

日本維新の会 応援します!

副代表 吉村洋文
東京1区支部長 小野たいすけ
東京10区支部長 林ともおき

新宿区早稲田鶴巻町在住 25歳
明治大学政経学部卒 熊本県出身
社団法人日本情報技術協会職員
趣味 野球・散歩

上塚てつじ

都民ファーストの会公認

新宿を世界一、安全・安心で、次の世代を担う子供たちと共に「希望」と「誇り」を持つ街に!

- 12歳の娘、親父で兄を亡くした経験から、街を守る安全安心な街づくりが私の使命です。
- 命を守る街づくり、実現に近い首都東京の実現**
環境と自然災害との確率を減らす。防災対策の見直し。防災意識の向上。安全安心な街づくりを推進。
 - コロナ禍に向けた町内活性化、社会経済活動の再開**
140万人市民を守るアクトン戦略の活用。国産アクトン制度の活用を推進。
 - 子育て支援、女性の多様な働き方の実現**
子育て支援、待機児童対策、ジェンダー平等の推進。女性の活躍を促した多様な働き方の推進。
 - シニアの健康寿命を推進、シニアの力を活かします**
シニアがもっと活躍する。社会で活躍できる場を提供。高齢者の就業機会を確保。高齢者の就業機会を確保。
 - 都議会改革、都政改革の推進**
議員報酬の削減。報酬カット、公明党の禁止。内閣制度の抜本的な見直し。
- www.tsukasa-moriguchi.info 山口つかさ



都民ファーストの会公認 39歳 森口つかさ

(この選挙公報は、東京都議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和38年東京都条例第3号)第4条第1項の規定により、候補者から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

東京都議会議員選挙(新宿区選挙区)選挙公報

(定数4人)

東京都選挙管理委員会

弁護士の知識・経験で都政を刷新します!

三雲たかまさの8つの提言

- 1 命と健康を最優先する都政を創る
- 2 コロナ禍に苦しむ生活者・事業者支援策を創る
- 3 子ども・若者が活躍できる未来を創る
- 4 有機・無農薬・無償の学校給食を創る
- 5 地域の声を反映したまちづくり計画を創る
- 6 個性を尊重し、多様性がパワーになる東京を創る
- 7 表現の自由・アーティストを大切に東京を創る
- 8 首都直下地震に備えた高度防災都市東京を創る

【他にも実現しています!】

山手線沿線 山手線沿線 山手線沿線

【弁護士・行政書士】 自由民主党 立憲民主党 国民民主党 社会民主党

【プロフィール】 中央大学法学部卒業。東京エディンバラ大学大学院修了(国際法専攻)。
2004年、弁護士登録(第二東京弁護士会)。2010年、行政書士登録(東京都)。
2016年、5月からの東京都議会議員。1-2021年6月まで、東京都の中間PTA会長兼副会長。

三雲たかまさ 44歳

○減税で東京を元気にする!抜本的な税制改革

○中途半端なコロナ対策を終わらせる

○現実的なタバコ対策の推進

減税とうきょう

1986年7月3日生、中央大学法学部を卒。第二子出生時に1年間の育児休業を取得、専業主婦の楽しさと厳しさを知る。長年悩まされた受動喫煙問題を解決すべく市民団体職員として活動中。幼児3人の父。新宿区内4ヶ所に居住歴がある。(夜町、早稲田南町、新宿2丁目、新宿5丁目)

梅田なつき

命を守る! 東京を動かす!

都民の命を守る 都民の生活を守る 災害から都民を守る

女性が輝ける東京をつくる お年寄りや障がい者に優しい東京をつくる 若者が夢と希望をもち東京をつくる

ホームページ <http://www.akita160.jp/>

秋田一郎 自由民主党公認

【プロフィール】 東京都立駒宮病院生まれ。小学生の子供。青梅第六小(現西新井小)、森中中学・高等学校、慶應義塾文学部卒。中央大学大学院で都市計画学修士課程修了(MAS)。

【経歴】 東京都議会議員(4期)、警務庁警務部長、警察長官等を歴任。

【家族】 妻、子2人、犬1匹。

【推薦人】 各届区長 各届第一 推薦議員 山田 美樹 推薦議員 鈴木 幸人 新宿区長 吉住 賢一

【市民発案推進団体】 菅原 俊文 下村 治生 小倉 利彦 佐藤 勇 藤山 真一 池田 大介 藤原 平平 深田 清人 大門 孝恵 永原 隆賢 渡辺 美智隆

女性の声を政治に届けたい!

人も街も健康に 世直し産婦人科医

さおとめ 智子 無所属

- 妊娠関連費用の無償化と保障の実現
- 学校教育における家庭の負担軽減
- 食の安全・オーガニック食を導入
- 自分らしく生きられる医療制度の実現

【プロフィール】 昭和38年、東京都生まれ。慶応義塾大学法学部卒業。慶応義塾大学産科センター、産科部長。産科医として産婦人科医として5年活動中。

【推薦人】 各届区長 各届第一 推薦議員 山田 美樹 推薦議員 鈴木 幸人 新宿区長 吉住 賢一

投票日 7月4日(日)午前7時から午後8時まで

期日前投票期間 6月26日(土)~7月3日(土)

午前8時30分から午後8時まで

期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている有権者は特例郵便等投票が利用できます。

投票用紙の請求期限 6月30日(水)午後5時まで

投票用紙の請求先 区市町村選挙管理委員会(特例郵便等投票の対象者及び投票方法については、東京都選挙管理委員会の特設ホームページでご確認ください。お住まいの区市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

特例郵便等投票のご案内：
<https://www.r30gisen.metro.tokyo.lg.jp/envid-voting.html>

自由民主党

「新型コロナウイルス接種円滑化へ全力! 笑顔あふれる街 東京都へ」

行動。

3つの「行動」目標!

- 1 高齢者も子育て世代もみんな活き活き暮らせる東京
- 2 経済の活性化で財源確保
- 3 行財政改革の推進

吉住はるお 48歳 自由民主党公認

【プロフィール】 昭和48年4月 東京都生まれ。日本大学文理学部社会学科卒業。新宿区議会議員(期14年) 前新宿区議会議員。

【推薦人】 各届区長 各届第一 推薦議員 山田 美樹 推薦議員 鈴木 幸人 新宿区長 吉住 賢一

(この選挙公報は、東京都議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和38年東京都条例第3号)第4条第1項の規定により、候補者から提出された原稿をそのまま掲載の上掲載したものです。)

衆議院(小選挙区選出)議員選挙公報(東京都第1区)

東京都選挙管理委員会

このからの日本 8本の柱

- ① 命を大切にしよう
- ② 環境先進国
- ③ 防災国
- ④ 食料自給率向上
- ⑤ 東京一極集中による都市の過密と地方の過疎の緩和
- ⑥ 言論の自由な国(風通しのいい国)
- ⑦ 公平公正な社会
- ⑧ 文化立国

東京第1区 衆議院議員候補 **無所属** **ないとう ひさお**

目指す日本の姿

自己責任に基づいた真の自由

今回のコロナ禍で明確になったように、国家のあり方が、国民の生活に与える影響は、想像をはるかに超えています。食料や物資の供給が滞り、物資不足や価格高騰、さらには感染症の蔓延による命の犠牲など、国民の生活に与える影響は、想像をはるかに超えています。食料や物資の供給が滞り、物資不足や価格高騰、さらには感染症の蔓延による命の犠牲など、国民の生活に与える影響は、想像をはるかに超えています。

思いやりの有る温かい心

物が豊かになっても人は幸せにはなれない。そればかりでは物に豊かになっても人は物に豊かになれない。食料や物資の供給が滞り、物資不足や価格高騰、さらには感染症の蔓延による命の犠牲など、国民の生活に与える影響は、想像をはるかに超えています。

命を大切にしよう

今回のコロナ禍で明確になったように、国家のあり方が、国民の生活に与える影響は、想像をはるかに超えています。食料や物資の供給が滞り、物資不足や価格高騰、さらには感染症の蔓延による命の犠牲など、国民の生活に与える影響は、想像をはるかに超えています。

小野泰輔 プロフィール

1974(昭和49)年4月 東京都目黒区生まれ
 1997(昭和72)年3月 小平市立小平第2小学校卒業
 1990(昭和65)年3月 小平市立小平第3中学校卒業
 1993(昭和68)年3月 海城高等学校卒業
 1999(平成11)年3月 東京大学法学部卒業
 1999(平成11)年7月 アンターセンコンサルティング(現アクソナチア株式会社)入社
 衆議院議員 藤野正之 公設秘書
 明豊ファミリーワークス株式会社入社
 2008(平成20)年4月 熊本県政策調査委員
 2010(平成22)年4月 熊本県政策委員(加藤雅之助)助任
 2012(平成24)年8月 熊本県知事助任
 2020(令和2)年7月 東京都知事選挙当選(61万票獲得)

日本を切り拓く
失われた30年を終わらせ、成長する日本へ!
しがらみを断ち切り、低迷を打破する政治への要案

- 成長のための改革
- 子育て支援充実・公教育の立て直し
- 信頼ある政治の実現

国民のいのちと暮らしを守る力になる

海江田万里

立憲民主党

1 憲法に基づいた政治の回復
 2 科学的知見に基づく政策
 3 格差をなくす政策
 4 地方の活性化
 5 海江田万里が特に力を入れて取り組む政策

2017-16年 財務金融委員会幹事
 2018-19年 決行行政監視委員会委員
 2019-21年 財務金融委員会委員

海江田万里プロフィール

1949年東京生まれ
 1972年慶応義塾大学卒業
 1993年日本研究社から衆議院議員当選、初当選
 1996年民主党代表に就任
 2010年内閣府政策調査委員(内閣内)
 2011年衆議院議員に再選
 2012年民主党代表に就任
 2017年立憲民主党に参加
 現任、立憲民主党代表、立憲民主党総務局長

比例代表も自民党へ

命と経済を守る

努力が報われる社会へ

山田みき5つの政策

- 感染症と災害から命と暮らしを守る
- 事業と雇用を守り、経済再スタートへ
- ふるぎない外交・防衛で国益を守る
- 安全な子育て、未来を生きる教育を
- 超高齢化社会へ安心の社会保障を

山田みき

自民党公認

政策と実績はこちら <https://miki-yamada.com/>

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、候補者から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

投票日10月31日(日) 午前7時から午後8時まで

期日前投票

10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで

期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

※新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、
期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

投票方法

「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。

- ◇小選挙区選出議員選挙 → 「候補者名」を記載
- ◇比例代表選出議員選挙 → 「政党名」を記載

特例郵便等投票

※新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている
有権者は特例郵便等投票が利用できます。

投票用紙の請求期限 10月27日(水) 午後5時まで
投票用紙の請求先 区市町村選挙管理委員会

特例郵便等投票の対象者

衆議院議員選挙の有権者で、投票用紙の請求の時点で、以下の外出自粛期間・隔離等措置
期間が10月20日(水)から10月31日(日)までの期間にかかると見込まれる方

- 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方(但し、濃厚接触者は対象外)
- 検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設に収容されている方
(特例郵便等投票の対象者及び投票方法については、東京都選挙管理委員会の特設ホームページでご確認
いただくか、お住まいの区市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

特例郵便等投票のご案内：<https://www.r3syuugiinsen1.metro.tokyo.lg.jp/>

選挙管理委員会が実施する新型コロナウイルス感染症対策

- 投票所・期日前投票所にはアルコール消毒液を配置
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的な換気
- 記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は定期的に消毒

(1) 令和3年10月31日執行

衆議院(小選挙区選出)議員選挙公報(東京都第10区)



東京都選挙管理委員会

「戦争を知る若い世代」として

ルワンダ、ボスニア、アフガニスタン、パレスチナなど学生時代に訪れた紛争地での理不尽すぎる現況が、政治家を志した原点です。ルワンダのある教会の地下、何百という切断され、隠された生首が懸けられ、中、拳ほどの小さな銅像が目にとまりました。この子はどんな恐ろしい思いをして、こんな姿をさらしているのか、震えと涙が止まりませんでした。絶望的な死の中、政治家を志しました。アメリカやイギリスの大学で経済や外交を学んだ「戦争を知る若い世代」です。新しいパワーバランスが作られつつある世界で、夢がけで日本の平和を維持します。

聴く力は誰にも負けない!

■本よりすけは「聴く力」とともに、何處でも立ち上がり、みなさんの話を伺いに行きます。
「誰もが居場所のある社会」をつくるため、みなさんのお話を聴かせていきます!

HP  <http://yokosukenuku.net/>
twitter  <https://twitter.com/20191023yokosuke>

経済政策を変えたい。

アクセル【金融緩和】とブレーキ【消費増税】を同時に踏んでいるから、車【日本経済】は前に進まず、ガソリンだけを消費し続けています【債務の増大】。野党4党は消費増税を限定的に5%にすることで合意しました。政権交代によってようやく日本経済は走り始めます。



鈴木 立憲民主党公認
ようすけ

ようすけ は、企業や団体から一切献金を受け取りません!
「利害関係者」に影響されることなく、必要な政策を妥協なく進めます。

1975年 東京都生まれ 立憲民主党選挙部副部長 元NHK放送
オウム真理教事件などを取材し、取材記事ら
アメリカ・コロンビア大学大学院博士/イギリス・ロンドン大学大学院(L.S.S)博士
立憲民主党選挙部副部長
国土交通省関東運輸局運輸課長よりつくろいアドバイザー-会議員を経て
立憲民主党、東京都選挙区第10区区長候補
現在は運輸企業を経営しながら、3児に及び、政治活動と子育てに両脚中!

ふじ川たかし プロフィール

1956年(昭和31年)生まれ、65歳
学歴 横浜国立大学工学部
横浜国立大学大学院工学部修士
豊橋国立大学 国際中心
早稲田大学公共経営大学院で学術
職歴 三井物産株式会社(1981年-2003年)
KDD株式会社(1998年-2006年)
近畿運輸局(2012年-2014年)
新橋区議会議員(2015年-2019年)
参政党議員公認候補

家族 妻、長女、長男
趣味 野球、ゴルフ、ゴルフ、料理、読書、音楽鑑賞
好きな作家 柳田泉
好きな人物 坂本龍馬

私たちも応援しています!!

日本維新の会 日本維新の会
松井一郎 吉村洋文 馬場伸幸
石井苗子 柳川憲治 音喜多優

元務社マン・区議会議員

民間経験を国政に!

コロナ対策

- ワクチン接種率向上の為の交通接種を検討
- 大量ベッドの大規模治療センター開設
- 自宅でオンラインで抗体検査カケル徹底

多様性の街・教育無償化

- 全ての教育(造大学)無償化
- リカレント(生涯)教育を無償化で充実
- 選択的夫婦別姓制度の導入を促進

日本大改革・新所得増進計画

- 社会保険改革(ベーシックインカム(仮))導入
- 消費増税(2年増5%)、法人税減税
- 地方分権(道州制)導入により2層行政解消

外交・防衛

- 台湾有事(中国)防衛強化
- 台湾TPP加盟申請の加速
- 対北朝鮮3S(サミット)防衛強化

防災都市

- 新市区画整備(1)期4年防犯防犯の完成
- 水害住宅密集(水害)地域の建設促進
- 中風警マンションの共同防犯方式

エネルギー政策

- 大型原子力発電所からSMR、核融合炉への転換
- 再生可能エネルギーを主力エネルギーミックスの加速
- 新エネルギーの研究

この時勢に何になるか見極め
世の既成概念を破る
そんな日本を目指す

比例代表も
日本維新の会

日本をどんな国にしていきたいのか?
時勢に際して変革し
知恵や知識が、
この時勢に何になるか見極め
世の既成概念を破る
そんな日本を目指す

日本維新の会公認
ふじ川たかし

1. 所得倍増対策

① 「所得倍増計画」と一緒に、「所得増進」と「人の暮らし」の持続可能性を両立させる

- 最新の各種経済指標を分析すれば、「どこで、何をやって、どれだけ」CO2が出たか、を可視化できる
- 同時に「どこで、どれだけ」利益が出て、「どこで、どれだけ」分配されたか、も可視化できる
- 利益が出ていれば、それを「支える人」から恩恵が聞こえるのはなぜか? 儲けは誰が? 分配は誰が? 誰が?
- まず取り組むべきは、所得(所得内)の世界ではなく、もっと手厚い所得の「増進・公正」ではないか?

② 日本の実情に合わせた、日本版の「デフレ対策」で賃上げ・低賃金からの脱却

- 労務料率上昇を速く低賃金に上乗せする政策となり、「賃上げ」が「日本固有の文化」
- ならば、市場任せで放置せず、国が公正価格の目安を提示し、事業者・消費者、双方に変え入れを促す
- 賃上げ、賃上げを促されるのは、低賃金の若い立場の人々であり、うらやまのまま、放置すべきではない

2. コロナ対策

① これまでの対策と結果から学ぶ

- コロナ対策の真の目的は「医療崩壊のみ」に留まっている
- 医療は「救済」だけでなく「予防」が、それが結果的に最大の理由にもなっている

② これまでの反省を踏まえた今後の対策

- 「次のピーク発生を前に」感染者の行動履歴、接触者特定などは、スマホ決済等の政府の記録データベース活用、前向き・高効率化、高効率活用で、PCR検体の自己採取を支援し、検査効率・能力向上
- 「次のピーク発生を前に」重傷者や死亡者に対する救済を充実し、状況整備、医療地域管理、院内感染管理、患者搬送管理などの「医療再編計画」をサポートできる、「専門人材」を大規模増強する
- 「経済の再生・成長の為に」小企業融資事業を通じて、感染対策を補った仮設店舗を提供し、主要地域の空席率、業績は、中規模・大規模店舗を支援し、感染拡大が事業継続可能な「医療と観光」を整備する

3. 日本の安全保障戦略

① 「防衛の本質を見極め」いざさらにも危機感を共有し、軍備増強を正当化する動き、に歯止めをかける

- 中国・北朝鮮の急速な軍備増強は、対米対抗であり、対日目的ではない
- 中国・北朝鮮が日本に軍事攻撃などすれば、国際的な情勢・支持は地に落ち、破滅的状況に陥る。破滅的状況を防ぐ
- 全方位で軍備増強する中国に対し、日本が備わった防衛力を追加してより本気打ちでできない
- 外交力を最大限活用し、「国連という場」で国際世論を巻き込み、「正攻法」立案を動かす
- 中国との共同防衛問題は、「中立国」である「国連の国際法裁判所」に判定を要する
- 国際平和を目的に作られた国連だが、近年、加盟の本質ではなく、自利利権優先で「後進国」を優先し、国際連帯を無視する「常任理事国」の身勝手な振る舞いが、国際秩序を乱している
- 「自由で開かれた、専らに開かれた仲絶作」ではなく、国連という開かれた場で「国際秩序の再建」という大義を掲げ、中国に「大国の責任自覚」を促し、ムールに開かれた国際平和の再建を促す
- 中国はCO2削減の目標に「正攻法」の訴えには、いざさらにも無視出来なくなり、解決を急務とされる

4. 社会・政治の再生戦略

① 「政治とは何か」を、明確な言葉に直し、国民一人一人が真摯に向き合う

- 政治とは「健全な社会のしくみ」を作り出すことである。「全ての人の関係があり、全ての人が関与することの出来るもの」である。決して、「特定の限られた世界の権力・特権階級ではない」
- 立憲政治の真実・真意は「政治を委託して人任せ」にするのではなく、全員参加で「真実・責任を分かち合う」
- 対話の目的は、「対話」ではなく、「相互理解」と「合意形成」
- 「人は十人十色」で、100%の一致・満足などあり得ない。「ほとほとの満足」を期待する
- 最終解決は、「聞く・教しく」ではなく、「解く・やる」で、「解く・やる」で「真実・責任を分かち合う」
- 対話、対話、対話だけで何も達成しない。一人一人が参加し解決の道を歩まなければ、道がない

無所属
46歳

こやまとある
小山徹

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、候補者から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

投票日10月31日(日) 午前7時から午後8時まで

- ・ 期日前投票期間 10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ・ 期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など

(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

※ 新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

衆議院(小選挙区選出)議員選挙公報(東京都第10区)

東京都選挙管理委員会

選挙公報の主要内容: 主な実績、政策(日本再生に向けた3本の矢)、プロフィール、ごあいさつ。候補者: 鈴木隼人、前外務大臣政務官。

選挙公報の主要内容: 子どもへのコロナワクチンSTOP! 科学的根拠のないコロナ対策を見直し、壊された生活と経済を取り戻す!。候補者: 沢口ゆうじ。

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、候補者から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

投票日10月31日(日) 午前7時から午後8時まで

- ・ 期日前投票期間 10月20日(水)~10月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで
・ 期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など

※ 新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

特例郵便等投票

※新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている有権者は特例郵便等投票が利用できます。

投票用紙の請求期限 10月27日(水) 午後5時まで
投票用紙の請求先 区市町村選挙管理委員会

(特例郵便等投票の対象者及び投票方法については、東京都選挙管理委員会の特設ホームページでご確認いただくか、お住まいの区市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

特例郵便等投票のご案内: https://www.r3syugiinsen1.metro.tokyo.lg.jp/

(1) 令和3年10月31日執行

衆議院(比例代表選出)議員選挙公報

東京都選挙管理委員会

MMT コロナ不況一直線を打破 **で豊かな日本を!**

税制改革 消費税率 **0%** 法人税増 **大企業に責任** 消費税率 **国民生活重視**

財政出動 定額給付金 **30万円** 全国民/

100兆円の国債を発行

やまと新党 代表 小林 晃

MMTとは MMT(現代貨幣理論)とは、貨幣や金融の仕組み、国家経済で何ができるか(何はできないか)を改めて見直して経済政策に活かすこと。国が通貨を自由に発行できるため、国が赤字で国債を発行して、国債を返済するのではなく、通貨を元手に返済できる仕組み。国債の発行・返済は、国が自由に発行・返済できるため、国が赤字で国債を発行して、国債を返済するのではなく、通貨を元手に返済できる仕組み。国債の発行・返済は、国が自由に発行・返済できるため、国が赤字で国債を発行して、国債を返済するのではなく、通貨を元手に返済できる仕組み。

今の与党には **不満** がある
今の野党には **不安** がある
だから **比例は やまと**

石崎 英華 スズキイテロー 牧田 ひでとし 小塚 あきこ

随時更新中! YouTubeチャンネルあり

強すぎる自民の議席を減らすことが政治を良くする第一歩
政権交代による **コロナ対策強化新党** マスクの要らない社会を再び!

比例代表は「**新党**」とお書きください。 不祥事だらけの自公政権に黙ってられなくなりました。政治を良くする第一歩は自公の議席を過半数割れにすること。

1. コロナ対策強化 2. 差別のない明るい社会の実現 3. ネット投票の実現 4. 自衛隊を憲法で認める 5. 原発廃止 6. 非正規雇用者の待遇を正規雇用者と平等にする

人生最後・80歳の情熱 新党呼びかけ人 **清水 三雄**

名簿記載者 ●清水三雄…格内北学芸大元京大サライト校 特任教授/農業生産法人、株式会社東京都入田郡みろ・グッシュ村 村長 ●かつこママ…銀座GAIバー社長
プロフィール ●橋本浩二…認定NPO全日本ヘリコプター協会 代表理事 ●森岡正…証券株式会社 代表取締役社長/愛知産業大学 講師/元プロレスノード選手

比例は NHK党 とお書きください。

NHKと裁判してる党 弁護士法72条違反で

NHKと裁判してる党(弁護士法72条違反で) (略称:NHK党)は、NHKから被害に遭われている方をお守りするためにできた国政政党です。この想いは政党名が変わる前の「NHKから国民を守る党」であったことから変わっていません。NHKは違法な手段で契約を迫るだけでなく、インターネットからも受信料を徴収しようとしています。「NHKを罰金」という自由を守る為、NHK党 コール セン ター 受付時間 9時~23時 (年末年始を除く) **03-3696-0750** お困りことがあればいつでもご相談ください。

NHK党はNHKの違法行為について実際に裁判をすることで追及しています。NHKに関するご相談や質問、お困りがありましたら、NHK党コールセンターまでお気軽にお電話ください。
NHKが変われば日本が変わる。NHKをぶっ壊す!

なにより、いのち。ふれずに、つらぬく。

コロナに無策、格差拡大、政治の私物化、立憲主義の破壊—自民・公明の政治、もう終わらせよう。いのちを守る新しい政権の実現へ、野党共進連帯ができました。その実現へ、日本共産党は立憲民主主義と政権協力でお力添え。政権交代を実現するために、絶対に、絶対に市民と野党の共闘をすすめてきた日本共産党を応援してください。

4つのチェンジ 自公政権にかわる新しい政治を

1. 党内強豪の「新自由主義」を終わらせ **いのちと暮らしを最優先に**
ケアをささげる政治に 人間らしく働く職場に
●経済の削減計画を白紙撤回。 ●中小企業を支援して、経営改善補助1500円。
●高齢者の雇用維持促進。 ●長時間労働をなくす。非正規社員を正社員に。
●介護・介護・介護などの格差をなくす。

2. 働き方改革でCO2を最大60%削減 **気候危機打開の「2030戦略」**
●エネルギー消費を4割減らす。 ●石炭火力発電の発電をゼロに。
●電力の50%を再生可能エネルギーで。

3. 生涯で1億円~男女賃金格差をなくし **ジェンダー平等の日本へ**
●賃金の大幅引き上げ、LGBT平等法の実現、母性保護を高める法改正。
●100歳まで健康寿命を伸ばす。

4. **アメリカいなりから脱却 憲法9条を生かした外交**
●自衛隊の増強は必要不可欠。辺野古新基地建設中止。沖縄基地のオスプレイ配備撤回、朝野新ルート中止。核兵器禁止条約に賛同。

●詳細に読む 7月の新選挙で日本共産党は前例に破る選挙戦を戦いました。選挙戦でも大きくのびて下さい。

医療さえ、いのちを守る **コロナ対策**
●感染症対策と保健所の予算を2倍に
●PCRの大幅増強
●特例化給付金の第2弾を
●コロナ入院者の1人1万円/日暮らし給付金(1)を

比例代表は **日本共産党** とお書きください。
詳細な説明はこちらから
候補者名を調べたい方はこちら
日本共産党 比例 共産党

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、各候補出政党政等から提出された原稿を、そのまま製版のうえ掲載したものです。)

衆議院(比例代表選出)議員選挙公報

東京都選挙管理委員会

何があっても心配するな。 消費税は廃止! 一人20万円現金給付

そんな国をあなたと作りたい。
政府の大胆な財政支出で社会の隅々まで
お金を循環させコロナ不況を食い止め、
25年のデフレを吹き飛ばす!



コロナ感染期後底補償付き
ステイホーム時(3ヶ月)

比例東京都ブロック
名簿登載者

北村イタル
元証券会社勤務
(東京2区)

くしぶち万里
元衆議院議員
(東京22区)

山本太郎
党代表
(比例単独)

渡辺てる子
元派遣労働者
(比例単独)

2021年 衆議院議員選挙 マニフェスト
れいわニューディール

2枚目の投票用紙 比例代表は、

れいわ

と書いて
ください。

詳しくはコチラから



変えよう。

あなたのための政治へ。

- 1 新型コロナから命と暮らしを守り抜く
— 医療体制強化と集中的な感染防止、
強力・広範な生活・事業支援
- 2 「一億総中流社会」の復活
— 分配なくして成長なし
- 3 原発に依存しないカーボンニュートラル
— 自然エネルギー立国を実現し、
地域の資源を最大限活かす
- 4 暮らしの安心への投資
— 「人と暮らし」に
重点投資
- 5 多様性を認め合える「当たり前」の社会
— 人権政策の抜本強化
- 6 平和を守るための現実的外交
- 7 まっとうな政治
— 透明で信頼できる政治



立憲民主党 代表 枝野幸男

 海江田万里 東京1区	 松尾あきひろ 東京2区	 まつばら 仁 東京3区	 手塚 よしお 東京5区	 落合 貴之 東京6区	 なかつま 昭 東京7区	 吉田 はるみ 東京8区
 山岸 一生 東京9区	 鈴木 ようすけ 東京10区	 あくつ 幸彦 東京11区	 きたじま 智彦 東京13区	 木村 たけつか 東京14区	 井戸 まさえ 東京15区	 水野 もとこ 東京16区
 菅 直人 東京18区	 末松 義規 東京19区	 大河原 まさこ 東京21区	 山花 郁夫 東京22区	 伊藤 しゅんすけ 東京23区	 島田 幸成 東京25区	比例・東京 高松 智之 川島 智太郎 北出 みか

東京選挙区名簿登載者

比例区は立憲民主党 (略称: 民主党)

小選挙区は立憲民主党の候補者へ

立憲民主党

The Constitutional Democratic Party of Japan

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、名簿届出政党等から提出された原簿を、そのまゝ製版のうえ掲載したものです。)

(3) 令和3年10月31日執行

衆議院(比例代表選出)議員選挙公報

東京都選挙管理委員会

「超積極財政」で行なう0^{ゼロ} 比例区は日本第一党

日本の為の3つの公約

- ① 大規模減税を断行し 国難を乗り切る
- ② 救うべき人を救う 自国民を軽視した 外国人に優遇
- ③ 違法賭博を取り締まる

パチンコ賭博 0^{ゼロ}

消費税 0^{ゼロ}

所得税 0^{ゼロ}

日本第一党 公認

東京都選挙区名簿掲載者







身を切る改革、実行中。

維新はやる。政治家のあり方を変える。



老後の生活不安

失敗のリスク

議員報酬 3割削減

社会保障制度に安心と納得を 再びの高度化・統合化を検討、年金等を合わせた 社会保障全体の改革を推進します。

安心して挑戦できる社会へ 雇用の流動化とチャレンジを支援し、 賃金水準の向上を図ります。

議員報酬・議員定数 3割削減

維新の自派議員・地方議員は 決断的に身を切る改革を実行中!

東京都ブロック比例代表名簿掲載者

東京都 第1区  小野たいすけ	東京都 第2区  木内たかたね	東京都 第4区  林ともおき	東京都 第5区  たぶち正文	東京都 第6区  うすいりえ	東京都 第7区  つじ健太郎	東京都 第8区  かさたに圭司	東京都 第9区  みなみ純	東京都 第10区  ふじ川たかし
東京都 第12区  阿部 司	東京都 第14区  にしむら恵美	東京都 第15区  金澤ゆい	東京都 第16区  中津川ひろさと	東京都 第17区  いのくち幸子	東京都 第19区  山崎英昭	東京都 第20区  まえだ順一郎	東京都 第21区  竹田光明	

比例代表は「維新」または「日本維新の会」とお書きください。小選挙区は、候補者をお書きください。

投票日 10月31日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

- ・期日前投票期間 10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。
詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください)

※新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、有権者用紙等から提出された原簿を、そのまま複製のうえ掲載したものです。)

衆議院(比例代表選出)議員選挙公報

東京都選挙管理委員会



新しい時代を 皆さんとともに。

今こそ、国民の皆さんとともに手を取り合い、新しい時代を切り拓きます。

比例代表は、自民党(自由民主党)とお書きください。

- 新型コロナウイルス感染症から命と暮らしを守ります。
- 「新しい資本主義」で分厚い中間層を再構築します。
「全世代の安心感」が日本の活力に。
- 国の基「農林水産業」を守り、成長産業に。
- 日本列島の隅々まで、活発な経済活動が行き渡る国へ。
- 経済安全保障を強化します。
- 「毅然とした日本外交の展開」と「国防力」の強化で、日本を守ります。
- 「教育」は国家の基本。人材力の強化、安全で安心な国、
健康で豊かな地域社会を目指します。
- 日本国憲法の改正を目指します。

東京都ブロック比例代表名簿登載者

高木 けい 前衆議院議員
伊藤 智加 議員秘書・日本大学法学部兼任講師
松野 未佳 株式会社代表取締役
小松 ゆたか 議員・前衆議院議員
西田 ゆずる 元衆議院議員
和泉 武彦 議員・元法律法人理事長
崎山 知尚 元衆議院議員

小選挙区は、自民党の候補者名をお書きください。

1区 千代田区-港区-中央区 山田 みぎ	2区 中央区-千代田区-港区 辻 清人	3区 品川区-大田区-目黒区 石原ひろたか	4区 大田区 平 将明	5区 目黒区-目黒区 若宮けんじ	6区 世田谷区 おち たかお	7区 世田谷区-目黒区-品川区 松本 文明	8区 杉山区 石原のぶてる	9区 練馬区 安藤 たかお
10区 豊島区-目黒区-品川区 鈴木 隼人	11区 板橋区 下村 博文	13区 墨田区 土田 しん	14区 豊島区-目黒区-品川区 松島 みどり	16区 江戸川区 大西 ひでお	17区 葛飾区-江戸川区 平沢 勝栄	18区 葛飾区-中央区-港区 長島 昭久	19区 文京区-目黒区-品川区 松本 洋平	20区 足立区-目黒区-品川区 木原 誠二
21区 目黒区-品川区-豊島区 小田原きよし	22区 目黒区-品川区-豊島区 伊藤 達也	23区 目黒区-品川区 小倉まさのぶ	24区 台東区 はぎうだ光一	25区 台東区-品川区-豊島区 井上 信治	<p>比例名簿に登録 されていないため 選挙票は掲載 できません。</p> <p>比例名簿に登録 されていないため 選挙票は掲載 できません。</p>			

自民党

www.jimin.jp

(この選挙公報は、公職選挙法第169条第3項の規定により、各選挙区政界等から提出された原簿を、そのまゝ製版のうえ掲載したものです。)

(5) 令和3年10月31日執行

衆議院(比例代表選出)議員選挙公報

東京都選挙管理委員会

押選するこの国を動かすため 私たちは「解決」を導く

日本を動かす政策5本柱


「積極財政」に転換

- ① 歳入増大
- ② 減税促進
- ③ 消費増進税と社会保険料減免
- ④ 財政の多様化

国民と国土を「危機から守る」

- ① 食料安全保障と「食糧自給率向上戦略」再構築
- ② 防災インフラの計画的整備
- ③ 地方の基礎強化と緊急一時集中策
- ④ 土壌保全と森林の強化
- ⑤ 経済安全保障・エネルギー安全保障の強化
- ⑥ 人員外交の推進

東京17区



女もつらいよ。子育て楽しめる社会作りたい

円より子

元野村議員

東京24区




一人ひとりの声を形に。大きな視点で現場主義!

さとう由美

元東京区議員

比例東京都



現実的政策と建設的議論で政治を動かす。

竹内淳太郎

ひんたろう

「給料が上がる経済」を実現

- ① 生産性向上につながる大規模産業投資
- ② デジタル化・カーボンニュートラル対策の加速
- ③ 中小企業支援の強化
- ④ 「日本型ベーシックインカム(仮称)」創設
- ⑤ 労資両者の引き上げ

「正直な政治」をつらぬく

- ① 分権型自治体推進
- ② 選挙制度改革
- ③ 若者と女性の政治参加促進
- ④ 年金制度改革と経済財政計画を行う独立機関設置

「人づくり」こそ国づくり


- ① 教育制度の抜本的改革
- ② 児童手当の拡充
- ③ 子育て世代の就業支援と職業訓練の充実
- ④ 教育制度の抜本的改革
- ⑤ 子どもたちの心を輝かせるインクルーシブ教育
- ⑥ ジェンダー平等推進、多様な社会実現

二枚目(比例区)は、国民民主党 とお書きください。

候補(民主)

非正規・貧困社会からの脱却宣言

東京24区に私がいます。



「生きる」を支える政治へ

あさくら **朝倉 れい子**

(国會議員)

全国一般三多摩労働組合専従書記長として30年


(政策)

最低賃金全国一律1500円、働く人の給料を上げよ

- ◎いのちを救え! コロナにそなえ医療・介護の強化
- ◎消費税3年間ゼロで生活再建、財源は大企業の内部留保へ課税
- ◎安心の子育て・老後、教育の無償化で若者に希望
- ◎選択的夫婦別姓導入、ジェンダー平等・多様性社会実現
- ◎気候危機まったなし! 環境と人間の共生、脱原発実現
- ◎アジアの平和は外交で! 憲法を活かす政治

生存のための政権交代

比例区は 社民党



社民代表 福岡みずほ

日本再生へ 公明党の挑戦。

70 回超の政府への政策要望で実現した新型コロナウイルス対策

- ▽ 感染症対策: 3回目も無料接種、国産ワクチン・飲み薬の開発・実用化を促進
- ▽ 経済再生: 1人一律3万円のマイナポイント付与 高齢者への移動支援充実も
- ▽ 子育て・教育: 0歳～高3生へ 1人一律10万円 出産から大学まで切れ目のない支援を

比例区は 公明党

とお書きください。

略称は「公明」

●公明党 マニフェスト ● KOMETO Manifesto

※新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

投票日 10月31日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで

- ・期日前投票期間 10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで
 - ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
- (期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください)

(この選挙公報は、公職選挙法第160条第3項の規定により、各都道府県選挙管理委員会から提出された原稿を、そのまま製版のうえ掲載したものです。)

投票日 10月31日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

- ・期日前投票期間 10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。
詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください)

※新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、
期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

投票方法

「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。

- 小選挙区選出議員選挙 → 「候補者名」を記載
- 比例代表選出議員選挙 → 「政党名」を記載

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている
有権者は特例郵便等投票が利用できます。

投票用紙の請求期限 10月27日(水) 午後5時まで
投票用紙の請求先 区市町村選挙管理委員会

特例郵便等投票の対象者

衆議院議員選挙の有権者で、投票用紙の請求の時点で、以下の外出自粛期間・隔離等措置
期間が10月20日(水)から10月31日(日)までの期間にかかると思われる方

- 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方（但し、濃厚接触者は対象外）
- 検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設に収容されている方
(特例郵便等投票の対象者及び投票方法については、東京都選挙管理委員会の特設ホームページ
でご確認いただくか、お住まいの区市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

特例郵便等投票のご案内：<https://www.r3syuugiinsen1.metro.tokyo.lg.jp/>

選挙管理委員会が実施する新型コロナウイルス感染症対策

- 投票所・期日前投票所にはアルコール消毒液を配置
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的な換気
- 記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は定期的に消毒

投票日 10月31日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

- ・期日前投票期間 10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票ができる日時は期日前投票所によって異なります。
詳しくは、区市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

※新型コロナウイルス感染防止に向けて、投票所の混雑緩和のため、
期日前投票の積極的なご利用をお願いします。

投票方法

「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。

- 小選挙区選出議員選挙 ➡ 「候補者名」を記載
- 比例代表選出議員選挙 ➡ 「政党名」を記載

特例郵便等投票

※新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養などをされている
有権者は特例郵便等投票が利用できます。

投票用紙の請求期限 10月27日(水) 午後5時まで
投票用紙の請求先 区市町村選挙管理委員会

特例郵便等投票の対象者

衆議院議員選挙の有権者で、投票用紙の請求の時点で、以下の外出自粛期間・隔離等措置
期間が10月20日(水)から10月31日(日)までの期間にかかる見込まれる方

- 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方(但し、濃厚接触者は対象外)
- 検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設に収容されている方
(特例郵便等投票の対象者及び投票方法については、東京都選挙管理委員会の特設ホーム
ページでご確認いただくか、お住まいの区市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

特例郵便等投票のご案内：<https://www.r3syuugiinsen1.metro.tokyo.lg.jp/>

選挙管理委員会が実施する新型コロナウイルス感染症対策

- 投票所・期日前投票所にはアルコール消毒液を配置
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的な換気
- 記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は定期的に消毒

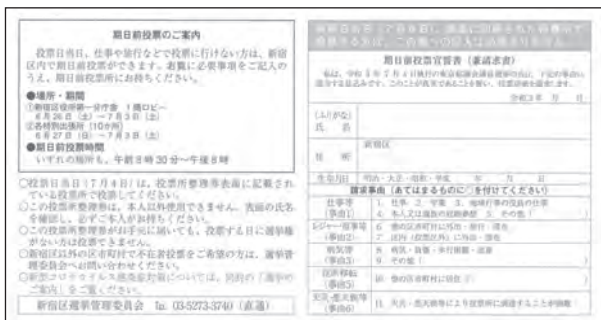
投票所整理券【東京都議会議員選挙】



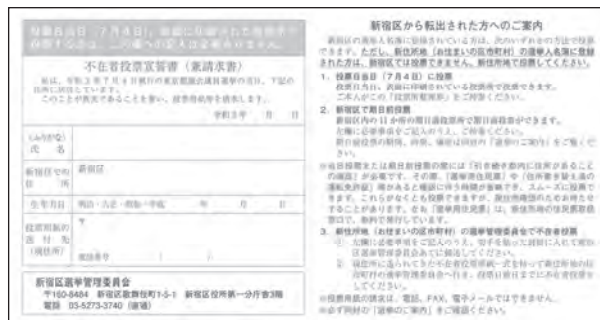
世帯票



個人票表面



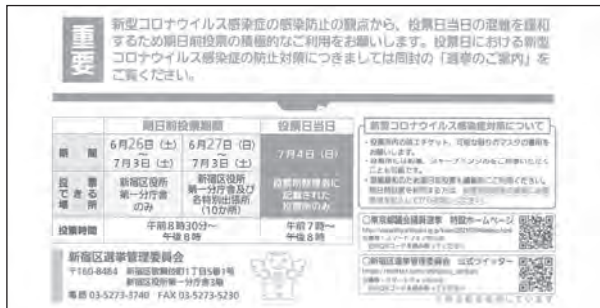
個人票裏面（区内在住者用）



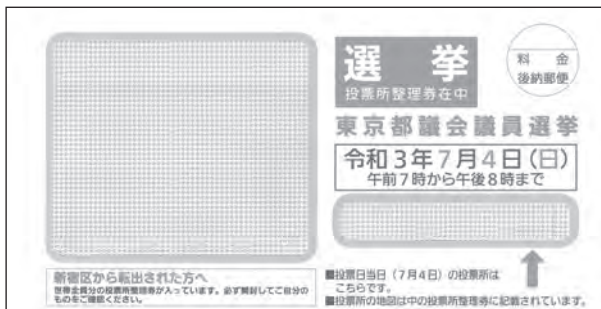
個人票裏面（転出者用）



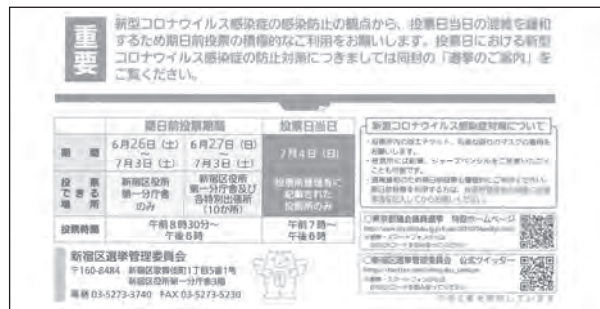
封筒表面（区内在住者用）



封筒裏面（区内在住者用）



封筒表面（転出者用）

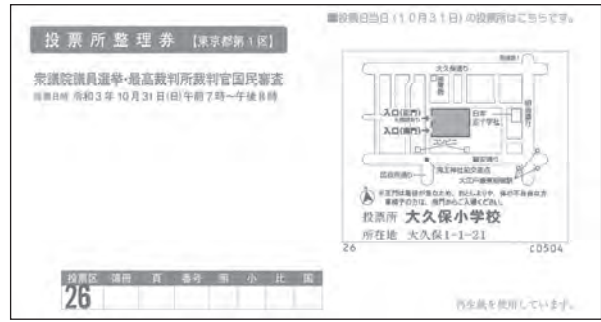


封筒裏面（転出者用）

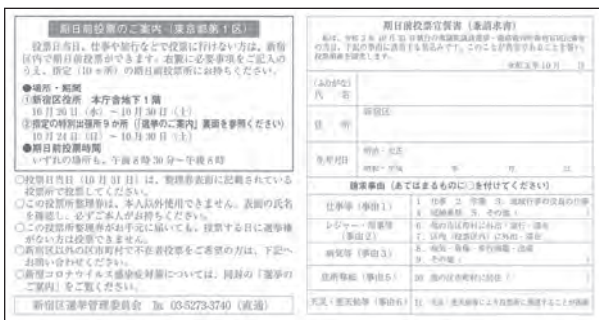
投票所整理券【衆議院（小選挙区選出）議員選挙・東京都第1区】



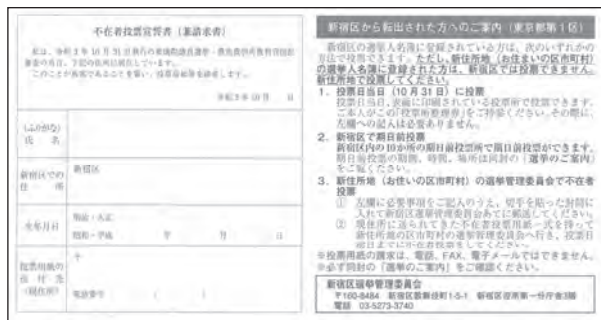
世帯票



個人票表面



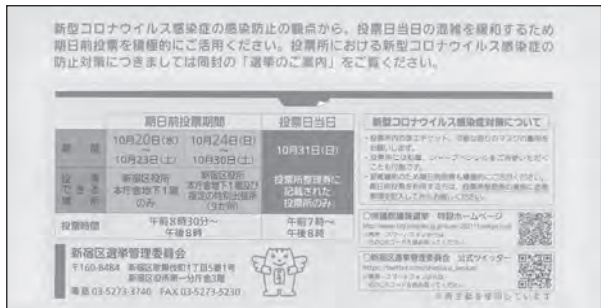
個人票裏面 (区内在住者用)



個人票裏面 (転出者用)



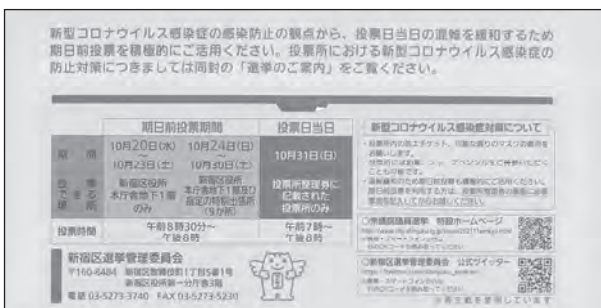
封筒表面 (区内在住者用)



封筒裏面 (区内在住者用)



封筒表面 (転出者用)



封筒裏面 (転出者用)

投票所整理券【衆議院（小選挙区選出）議員選挙・東京都第10区】

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査
東京都第10区

投票日 令和3年10月31日(日)
投票時間 午前7時から午後8時まで

投票所・期日前投票所においての用紙は、
同封の投票所整理券をお持ちください。

※封筒を整理券に添付してください。

世帯票

投票所整理券【東京都第10区】

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査
投票日時 令和3年10月31日(日)午前7時～午後8時

投票所 落合第二中学校
所在地 西落合1-6-6

37

〒160-8484 東京都豊島区西落合1-6-6

〒160-8484 東京都豊島区西落合1-6-6

〒160-8484 東京都豊島区西落合1-6-6

〒160-8484 東京都豊島区西落合1-6-6

個人票表面

期日前投票のご案内【東京都第10区】

投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない方は、新宿区内や期日前投票ができます。右欄に必要事項をご記入の上、「期前投票券」の期日前投票所にお持ちください。

●投票所・期間
①期前投票所 本庁舎6階
10月29日(金)～10月30日(土)
②落合第一地域センター3階・落合第二特別出張所のみ
10月29日(金)～10月30日(土)
●期日前投票時間
いずれの場所も、午前8時30分～午後8時まで

○投票日当日(10月31日)は、整理券表面に記載されている投票所で投票してください。

○この投票所整理券は、本人以外使用できません。表面の氏名を複製し、必らず本人が持ち帰ってください。

○この期前投票券がお手元に残り、投票する日に選挙権がない方は投票できません。

○新宿区以外の区市町村で不在者投票をご希望の方は、下記へお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症対策については、同封の「選挙のご案内」をご覧ください。

新宿区選挙管理委員会 TEL 03-5273-3740(直通)

期日前投票宣言書(兼請求書)

私は、令和3年10月31日(日)の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票に投票する旨を宣言し、このことを請求書とすることを聲明し、投票権を行使いたします。

令和3年10月 日

(住所)の氏名
氏名
住所

生年月日
性別 年齢 年 月 日

選挙事務(あてはまるものに○を付してください)

投票所 1. 世帯主 2. 世帯員 3. 選挙区民の同居の世帯員(世帯主)
4. 本人又は世帯員の世帯外世帯員(世帯主)
5. 同居の世帯外世帯員(世帯主)
6. 別の選挙区民(同居・世帯主)
7. 別の選挙区民(同居・世帯員)
8. 同居・世帯員・別の選挙区民(世帯主)
9. その他()

(住所)の氏名
氏名
住所

投票所 10. 別の選挙区民(同居・世帯主)
11. その他()

市区町村選挙管理委員会(住所)

12. 市区町村選挙管理委員会により投票所に記載することの申請

個人票裏面(区内在住者用)

不在者投票宣言書(兼請求書)

私は、令和3年10月31日(日)の衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票に投票する旨を宣言し、このことを請求書とすることを聲明し、投票権を行使いたします。

令和3年10月 日

氏名
住所

期前投票所
投票所

生年月日
性別 年齢 年 月 日

選挙事務(あてはまるものに○を付してください)

投票所 1. 世帯主 2. 世帯員 3. 選挙区民の同居の世帯員(世帯主)
4. 本人又は世帯員の世帯外世帯員(世帯主)
5. 同居の世帯外世帯員(世帯主)
6. 別の選挙区民(同居・世帯主)
7. 別の選挙区民(同居・世帯員)
8. 同居・世帯員・別の選挙区民(世帯主)
9. その他()

(住所)の氏名
氏名
住所

投票所 10. 別の選挙区民(同居・世帯主)
11. その他()

市区町村選挙管理委員会(住所)

12. 市区町村選挙管理委員会により投票所に記載することの申請

新宿区から転出された方へのご案内【東京都第10区】

新宿区の選挙区民に登録されている方は、次のいずれかの方へ転出する必要があります。ただし、転出先(お住まいの区市町村)の選挙人名簿に登録された方は、新宿区で投票していただく必要はありません。

1. 投票日当日(10月31日)に投票
投票日当日、表面に印刷されている投票所で投票できます。本人がこの「投票所整理券」をご持参ください。その際に、転出先の区民名簿に登録する必要があります。

2. 新宿区で期日前投票
新宿区内の小選挙区期日前投票所で期日前投票ができます。期日前投票の期間、時間、場所は同封の「選挙のご案内」をご覧ください。

3. 転出先(お住まいの区市町村)の選挙管理委員会へ不在者投票
① 転出に必要書類をご記入の上、切手を貼った封筒に入れ、新宿区選挙管理委員会へお送りください。転出先(お住まいの区市町村)の選挙管理委員会へお送りください。投票日当日までに不在者投票をしてください。
② 転出先(お住まいの区市町村)の選挙管理委員会へお送りください。投票日当日までに不在者投票をしてください。
転出先(お住まいの区市町村)の選挙管理委員会へお送りください。

新宿区選挙管理委員会
〒160-8484 東京都豊島区西落合1-6-6
電話 03-5273-3740

個人票裏面(転出者用)

選挙
選挙のお知らせ
新宿区内特別
衆議院議員選挙(東京都第10区)
最高裁判所裁判官国民審査
令和3年10月31日(日)
午前7時から午後8時まで

料金後納郵便

新宿区から転出された方へ
選挙権を行使するための書類が封入されています。
必ず開封してご自分のものを確認してください。

投票日当日(10月31日)の投票所です。期日前投票所は同封の「選挙のご案内」で確認ください。
■投票所の地図は中の投票所整理券に記載されています。

封筒表面(区内在住者用)

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投票日当日の混雑を緩和するため、期日前投票を積極的にご利用ください。投票所における新型コロナウイルス感染症の防止対策につきましては同封の「選挙のご案内」をご覧ください。

期日前投票期間	投票日当日
10月20日(水) 10月24日(日) 10月23日(土) 10月30日(土)	10月31日(日)
投票時間 午前8時30分～午後8時	午前7時～午後8時

新型コロナウイルス感染症対策について

①投票所内でのマスク着用、手指消毒の徹底をお願いします。
②投票所内での会話、飲食の自粛をお願いします。
③投票所の出入り口付近に検温機を設置しています。検温機で検温された方が、投票所入り口付近に到着してください。

④期前投票宣言書 特設ホームページ
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html

⑤新宿区選挙管理委員会 公式ウェブサイト
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html

新宿区選挙管理委員会
〒160-8484 東京都豊島区西落合1丁目5番1号
電話 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230

封筒裏面(区内在住者用)

選挙
選挙のお知らせ
新宿区から転出された方へ
選挙権を行使するための書類が封入されています。
必ず開封してご自分のものを確認してください。

投票日当日(10月31日)の投票所です。期日前投票所は同封の「選挙のご案内」で確認ください。
■投票所の地図は中の投票所整理券に記載されています。

封筒表面(転出者用)

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投票日当日の混雑を緩和するため、期日前投票を積極的にご利用ください。投票所における新型コロナウイルス感染症の防止対策につきましては同封の「選挙のご案内」をご覧ください。

期日前投票期間	投票日当日
10月20日(水) 10月24日(日) 10月23日(土) 10月30日(土)	10月31日(日)
投票時間 午前8時30分～午後8時	午前7時～午後8時

新型コロナウイルス感染症対策について

①投票所内でのマスク着用、手指消毒の徹底をお願いします。
②投票所内での会話、飲食の自粛をお願いします。
③投票所の出入り口付近に検温機を設置しています。検温機で検温された方が、投票所入り口付近に到着してください。

④期前投票宣言書 特設ホームページ
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html

⑤新宿区選挙管理委員会 公式ウェブサイト
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html
http://www.senji.metro.tokyo.lg.jp/senji/0211.html

新宿区選挙管理委員会
〒160-8484 東京都豊島区西落合1丁目5番1号
電話 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230

封筒裏面(転出者用)

東京都議会議員選挙のご案内

投票日 令和3年7月4日(日)

投票時間 午前7時から午後8時

新型コロナウイルス感染症について

新宿区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いいたします。詳細はこの案内の裏面をご確認ください。

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにとまめとお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお持ちください。

紛失等によりお手元に投票所整理券がない場合でも新宿区の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお伝えください。

投票所について

投票日当日(7月4日(日))に投票する方は、投票所整理券表面に印刷されている投票所で投票してください。それ以外の場所では投票できません。

また、投票所への車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

期日前投票のご案内

期日前投票をするときは、投票所整理券裏面の「期日前投票宣言書(兼請求書)」に必要事項をあらかじめ記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。投票所整理券をお持ちでない場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣言書(兼請求書)」をご利用ください。

※期日前投票の期間は、第一分庁舎は6月26日(土)～7月3日(土)、各特別出張所は6月27日(日)～7月3日(土)と異なりますので、この案内の裏面を必ずご確認ください。

転居届(区内での住所異動届)を出された方の投票所について

6月11日(金)までに転居届を出した方は、新しい住所の投票所で投票してください。6月12日(土)以降に転居届を出した方は、前の住所の投票所で投票してください。

選挙公報について

7月3日(土)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区立施設にも置きます。

※その他、東京都選挙管理委員会のホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)でもご覧いただけます。(新宿区のホームページからもリンクします。)

不在者投票のご案内

次のような事情で、投票日当日の投票や期日前投票ができない場合は不在者投票ができます。不在者投票ができる期間は6月26日(土)から7月3日(土)(※)です。

(1) 新宿区以外の区市町村での不在者投票

区内の山形や旅行、都内の他区市町村への転出により新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、滞在先や新住所の区市町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。投票用紙等の請求や送付には郵便を使います。お早めにお手続きください。

※滞在先の区市町村で選挙がない場合、その区市町村の選挙管理委員会の執務時間中(月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時)でないと受け付けができません。必ず、あらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。

(2) 指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。ご希望の方はお早めに病院(施設)にお申し出ください。新宿区内の指定病院・施設は下表(31か所)のとおりです。

施設名	施設の種類	特別選票老人ホーム	マザアス新宿
大久保病院	介老老人保健施設	マイウェイ創谷	特別選票老人ホーム
東京新宿メディカルセンター	介老老人保健施設	デンマークタウン新宿	特別選票老人ホーム
東京女子医科大学病院	介老老人保健施設	フォレスト西早稲田	特別選票老人ホーム
国立国際医療研究センター	特別選票老人ホーム	あかね苑	特別選票老人ホーム
春山記念病院	特別選票老人ホーム	原町ホーム	特別選票老人ホーム
東京山手メディカルセンター	特別選票老人ホーム	新宿けやき園	特別選票老人ホーム
目白病院	養護老人ホーム	聖母ホーム	特別選票老人ホーム
聖母病院	特別選票老人ホーム	聖母ホーム	特別選票老人ホーム
東京医科大学病院	北新宿特別養護老人ホーム	かじわ苑	特別選票老人ホーム
			指定購買所(施設) 新宿けやき園

(3) 郵便等による不在者投票

下表に該当し、かつご自分で投票用紙等に記載ができる方は事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、6月30日(水)までに不在者投票用紙等の請求をすることによって、「郵便等による不在者投票」ができます。請求期限(6月30日(水))を過ぎてからは東京都議会議員選挙の投票用紙等の請求はできません。お早目にお手続きしてください。

詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

身体障害者手帳	身体障害の障害	1級・2級
心臓・腎臓・呼吸器・四肢・直腸・小腸の障害		1級・3級
免疫・肝臓の障害		1級～3級
療養者手帳	療養の障害	特別選票・第2選票
心臓・腎臓・呼吸器・四肢・直腸・小腸・肝臓の障害		特別選票・第3選票
要介護状態区分		要介護5

【お問合せ】 新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

期日前投票所のご案内

期日前投票の期間・時間

- 区役所第一分庁舎
6/26(土)～7/3(土)
 - 各特別出張所(10カ所)
6/27(日)～7/3(土)
- 時間はいずれも
午前8時30分～午後8時
では投票できません。

下記の場所で期日前投票ができます。
ただし、投票日当日(7月4日(日))
は投票所整理券表面に印刷された投票
所で投票してください。それ以外の場所
では投票できません。



◆投票所における新型コロナウイルス感染症対策について◆

新宿区では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します。

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に、消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスクを着用し、手洗いや手指の消毒を励行します。
- 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛散防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆を用意しています(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です)。
- 投票記帳台や、貸出し物品(老眼鏡やルーペ・点字器など)についても消毒を徹底します。
- 投票所内は、換気を適宜実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で投票者数に関する情報を提供します。

※特設ホームページには「前回(平成29年)の東京都議会議員選挙及び昨年の東京都知事選挙時における期日前投票所別投票者数」を参考として掲載するとともに、「今回の東京都議会議員選挙における日ごとの期日前投票所別投票者数」を毎日更新いたします。

感染防止策として、ご来場の有権者の皆様にも、以下のご協力をお願いいたします。

- ご来場の際は、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ご来場の際の手指のアルコール消毒、投票所内の咳エチケットにご協力ください。※1
- ご自身で鉛筆・シャープペンシルをご持参いただくことも可能です。※2
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- 期日前投票を、ぜひ積極的にご活用ください。
- スムーズな受付のために、あらかじめ投票所整理券の裏面にある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」のご記入をお願いします。

- ※1 アルコール等、アルコール消毒が困難な方は、係員までお申し出ください。
- ※2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂でできており、乾きにくい性質があります。ボールペン・水性ペン等は、インクで他の投票用紙が汚れたり、文字がにじんだり、投票用紙同士の接着の恐れがあります。但し、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。)

お問い合わせ 新宿区選挙管理委員会事務局 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

東京都議会議員選挙のご案内

投票日 令和3年7月4日(日)

投票時間 午前7時から午後8時

この投票所整理券は、新宿区から転出した方にお送りしています

新住所地(お住まいの区市町村)の選挙管理委員会から投票所整理券が届いた方は、新住所地(お住まいの区市町村)で投票してください(新宿区での投票はできません)。

新型コロナウイルス感染症について

新宿区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたしました。有権者の皆様にもご協力をお願いいたします。詳細はこの案内の裏面をご確認ください。

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにとまめとお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお使いください。紛失等により、お手元に投票所整理券がない場合でも投票できますので、投票所の係員にお伝えください。

引き続き都内に住所を有することの確認

投票日当日の投票所または期日前投票所で投票される場合は、今回お送りした投票所整理券をご持参いただくほか、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要となります。「選挙用住民票」または「引き続き都内に住所があること」が確認できる書類(書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくこと確認に伴う時間が省略でき、スムーズに投票できます。これらの書類がなくとも投票できますが、現住所確認のためにお待たせすることがあります。

なお「選挙用住民票」は、新住所地の住民票取扱窓口で、無料で発行しています。

選挙公報について

東京都選挙管理委員会のホームページ (<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp>)で選挙公報をご覧いただけます。(新宿区のホームページからもリンクします。)

【お問合せ】 新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

新宿区から東京都内に転出された方の投票方法

都内の他区市町村に転出した方は、次の3つの方法のうち、いずれかにより投票することができます。

- 1 投票日当日(7月4日(日))に投票所で投票できます。
お送りした投票所整理券に記載されている投票所で投票できます。ご本人が投票所整理券をお持ちください。
- 2 新宿区内で期日前投票ができます。
あらかじめ「投票所整理券」裏面の不在者投票宣誓書(兼請求書)に必要事項をご記入のうえ、ご持参ください。
※期日前投票所の期間は、第一分庁舎は6月26日(土)～7月3日(土)、各特別出張所は6月27日(日)～7月3日(土)と異なりますので、この案内の裏面を必ず確認のうえお越しください。

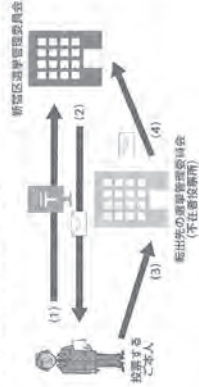
3 転出先の区市町村の選挙管理委員会では投票ができません。

次の手続きにより、現在お住まいの区市町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができません。不在者投票ができるのは、6月26日(土)から、7月3日(土)までです。

投票用紙等の請求・送付には郵便を使いますので、お早めにお手続きください。

- (1) ご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。投票所整理券裏面の「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえ、切手を貼った封筒に入れて新宿区選挙管理委員会あてにご郵送ください。
※ 電子メールや電話、ファックスでの請求はできません。
- (2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着次第、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」にご記入いただいた場所へ、投票用紙等を郵便(レターボックス)でお送りします。
- (3) 不在者投票用紙一式を持って、お住まいの区市町村の選挙管理委員会では不在者投票をしてください。
※ 選挙管理委員会が指定した場所以外で投票用紙に記入すると無効になります。

- (4) 投票用紙は、転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(7月4日(日))を過ぎると無効になります。お早めに投票してください。



期日前投票所のご案内

期日前投票の期間・時間

- 区役所第一分庁舎
6/26(上)～7/3(上)
 - 各特別出張所(10カ所)
6/27(日)～7/3(上)
- 時間はいずれも
午前8時30分～午後8時
- 下記の場所で期日前投票ができます。
ただし、投票日当日(7月4日(日))
は投票所整理券表面に印刷された投票
所で投票してください。それ以外の場所
では投票できません。



◆投票所における新型コロナウイルス感染症対策について◆

新宿区では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します。

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に、消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスクを着用し、手洗いや手指の消毒を励行します。
- 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛散防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆を用意しています(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です)。
- 投票記載台や、貸出し物品(老眼鏡やルーペ・点字器など)についても消毒を徹底します。
- 投票所内は、換気を適宜実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で投票者数に関する情報を提供します。

※特設ホームページには「前回(平成29年)の東京都議会議員選挙及び昨年の東京都知事選挙時における期日前投票所別投票者数」を参考として掲載するとともに、「今回の東京都議会議員選挙における日ごとの期日前投票所別投票者数」を毎日更新いたします。

感染防止策として、ご来場の有権者の皆様にも、以下のご協力をお願いいたします。

- ご来場の際は、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ご来場の際の手指のアルコール消毒、投票所内の咳エチケットにご協力ください。*
- ご自身で鉛筆・シャープペンシルをご持参いただくことも可能です。*
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- 期日前投票を、ぜひ積極的にご利用ください。
- スムーズな受付のために、あらかじめ投票所整理券の裏面にある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご記入をお願いします。

- ※1 アレルギー等、アルコール消毒が困難な方は、係員までお申し出ください。
- ※2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂でできており、乾きにくい性質があります。ボールペン・水性ペン等は、インクで他の投票用紙が汚れたり、文字がにじんだり、投票用紙同士の接着の恐れがあります。但し、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。)

お問い合わせ 新宿区選挙管理委員会事務局 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

衆議院議員選挙(東京都第1区)の最高裁判所裁判断官国民審査のご案内

投票日 令和3年10月31日(日)
投票時間 午前7時から午後8時

新型コロナウイルス感染症について

新宿区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いいたします。詳細はこの案内の裏面をご確認ください。

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにとまどめてお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお持ちください。

朝夕等によりお手元に投票所整理券がない場合でも新宿区の選挙人名簿に登録されているれば投票できます。投票所の係員にお伝えください。

投票所について

投票日当日(10月31日(日))に投票する方は、投票所整理券表面に印刷されている投票所で投票してください。それ以外の場所では投票できません。

また、投票所への車での来場はなるべくご遠慮ください。

期日前投票のご案内

期日前投票をするときは、投票所整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。投票所整理券をお持ちでない場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

※お住まいの選挙区により、ご利用できる期日前投票所が異なります。

※期日前投票の期間は、本庁舎は10月20日(水)～10月30日(土)、各特別出張所は10月24日(日)～10月30日(土)です。この案内の裏面を必ずご確認ください。

転居(区内での住所異動)を出された方の投票所について

10月18日(金)までに転居届を出した方は、新しい住所の投票所で投票してください。10月19日(土)以降に転居届を出した方は、前の住所の投票所で投票してください。

選挙公報について

選挙公報は10月29日(金)までに、委託業者が各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区立施設にも置きます。

※その他、東京都選挙管理委員会のホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)でもご覧いただけます。(新宿区のホームページからもリンクします。)

不在者投票のご案内

次のような事情で、投票日当日の投票や期日前投票ができない場合は不在者投票ができます。不在者投票ができる期間は10月20日(水)から10月30日(土)です。

(1) 新宿区以外の区市町村での不在者投票

国内の出張や旅行、他区市町村への転出により新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、所在先や新住所地の区市町村の選挙管理委員会ですら投票ができます。投票用紙等の請求や送付には郵便を使います。お早めにお手続きください。

(2) 指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。ご希望の方はお早めに病院(施設)にお申し出ください。新宿区内の指定病院・施設は下表(32か所)のとおりです。

聖徳神科大学病院	介護老人保健施設 マイウェイ四谷	特別養護老人ホーム マリアス新宿
大久保病院	介護老人保健施設 テンマクヱイク新宿	特別養護老人ホーム 神楽坂
東京新宿メディカルセンター	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田	有料老人ホーム サニーバレス西谷香音館
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム あかねの苑	有料老人ホーム グランド哲学堂公園
国立印刷医療福祉センター	特別養護老人ホーム 原町ホーム	有料老人ホーム きらび新宿
聖山記念病院	特別養護老人ホーム 新宿けやき園	北新宿特別養護老人ホーム かじわね
東京山手メディカルセンター	養老老人ホーム 聖母ホーム	有料老人ホーム コミュニケアお銀の駅前館
日白病院	特別養護老人ホーム 聖母ホーム	有料老人ホーム メデアアシスト市谷津町
聖母病院	特別養護老人ホーム もみの樹園	有料老人ホーム シェアリングホーム山田山
東京医科歯科大学病院	指定障害者支援施設 新宿けやき園	有料老人ホーム グランヴィイ神楽坂
整形外科病院	特別養護老人ホーム みさよはらつす久	

(3) 郵便等による不在者投票

下表に該当し、かつご自分で投票用紙等に記載ができる方は事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、10月27日(水)までに不在者投票用紙等の請求をすることによって、「郵便等による不在者投票」ができます。請求期限(10月27日(水))を過ぎてからは投票用紙の請求はできません。お早目にお手続きください。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

身体障害者手帳	下肢・体幹・移動機能の障害 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・2級 1級・3級 1級～3級
車椅子者手帳	免疫・関節の障害	特別障害～第2項定
介護保険被保険者証	下肢・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害 要介護状態区分	特別障害～第3項定 要介護5

(4) 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により養老等(濃厚接触者を除く)をされている方は、郵便等により投票をすることができます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。(http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/202111senkyo.html)

衆議院議員選挙(東京都第1区) 最高裁判所裁判官国民審査のご案内

投票日 令和3年10月31日(日)
投票時間 午前7時から午後8時

この投票所整理券は、新宿区から転出した方にお送りしています

・現在お住まいの区市町村の選挙管理委員会から投票所整理券が届いた方は、現在お住まいの区市町村で投票してください(新宿区での投票はできません)。

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにとめてお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお持ちください。

紛失等により、お手元に投票所整理券がない場合でも投票できますので、投票所の係員にお伝えください。

選挙公報について

東京都選挙管理委員会のホームページ (<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>) で選挙公報がご覧になれます。(新宿区のホームページからもリンクします。)

新宿区から転出された方の投票方法

新宿区から他の区市町村に転出された方は、次の3つの方法のうち、いずれかにより投票することができます。

- 1 投票日当日(10月31日(日))に投票所で投票する場合
お送りした投票所整理券に記載されている投票所で投票できます。**回封の投票所整理券をお持ちください。**
- 2 新宿区内で期日前投票ができます
投票所整理券裏面の「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に、あらかじめ必要事項をご記入のうえ、ご持参ください。
※新宿区内の期日前投票所の場所や期間、時間については裏面をご覧ください。

3 転出先の区市町村の選挙管理委員会

で不在者投票をする場合 次の手続きにより、現在お住まいの区市町村の選挙管理委員会へ不在者投票をすることができず、不在者投票ができるのは、10月20日(水)から10月30日(土)までです。

投票用紙等の請求・送付には郵便をしますのでお早めにお手続ください。

(1) ご本人が、新宿区選挙管理委員会にて投票用紙等を請求します。投票所整理券裏面の「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえ、切手を貼った封筒に入れて新宿区選挙管理委員会へご郵送ください。

※電子メールや電話、ファックスでの請求はできません。

(2) 請求書が選挙管理委員会に到着次第、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」にご記入いただいた場所へ、投票用紙等を郵便(レターパックプラス)でお送りします。

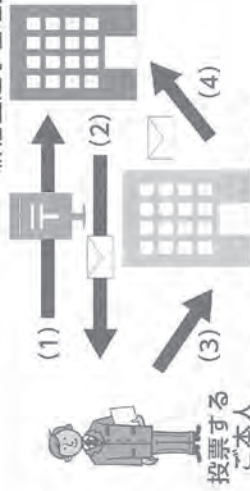
(3) 不在者投票用紙一式を持って、お住まいの区市町村の選挙管理委員会へ不在者投票をしてください。

※選挙管理委員会が指定した場所以外で投票用紙に記入すると無効になります。

※不在者投票ができる場所や時間は、あらかじめお住まいの区市町村の選挙管理委員会にご確認ください。

(4) 投票用紙は、転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(10月31日(日))を過ぎると無効になります。お早目に投票してください。

新宿区選挙管理委員会



転出先の選挙管理委員会
(不在者投票所)

【お問合せ】 新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一庁舎3階

期日前投票所の地図

期日前投票の期間・時間

- 新宿区役所本庁舎 地下1階
- 各特別出張所 (9カ所)

標記の場所で期日前投票ができます。
※ 東京都第1区の方は、落合第2特別出張所では期日前投票ができませんのでご注意ください。

投票日当日 (10月31日) は投票所整理券表面に印刷された投票所で投票してください。それ以外の場所では投票できません。

投票時間 午前8時30分～午後8時

新宿区役所本庁舎 地下1階
(歌舞伎町1-4-1)
※ 期日前投票所が変更になっています。

<p>四谷特別出張所 (内藤町37-7)</p>	<p>東大塚特別出張所 (東大塚町15)</p>	<p>東大塚特別出張所 (大久保2-12-7)</p>	<p>東大塚特別出張所 (北新2-3-7)</p>
<p>聖路坊特別出張所 (聖路坊町12-4)</p>	<p>東大塚特別出張所 (東大塚町2-15-1)</p>	<p>東大塚特別出張所 (西新宿4-33-7)</p>	<p>東大塚特別出張所 (西新宿4-33-7)</p>
<p>聖路坊特別出張所 (内藤町37-7)</p>	<p>東大塚特別出張所 (東大塚町15)</p>	<p>東大塚特別出張所 (大久保2-12-7)</p>	<p>東大塚特別出張所 (北新2-3-7)</p>
<p>聖路坊特別出張所 (内藤町37-7)</p>	<p>東大塚特別出張所 (東大塚町15)</p>	<p>東大塚特別出張所 (大久保2-12-7)</p>	<p>東大塚特別出張所 (北新2-3-7)</p>

ご案内 (東京都第1区)

◆ 投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

新宿区では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します。

- すべての投票所 (期日前投票所を含む) に、消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスクを着用し、手洗いや手指の消毒を励行します。
- 名簿知照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛散防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆を用意しています (鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です)。
- 投票記帳台や、貸出し物品 (老眼鏡やルーペ・点字器など) についても消毒を徹底します。
- 投票所内は、換気を適宜実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で投票者数に関する情報を提供いたします。

※ 特設ホームページには、「前回 (平成29年) の衆議院議員選挙及び今年の東京都議会議員選挙時における期日前投票所別投票者数」を参考として掲載するとともに、「今回の衆議院議員選挙における日ごとの期日前投票所別投票者数」を毎日更新いたします。

感染防止策として、ご来場の有権者の皆様にも、以下のご協力をお願いいたします。

- ご来場の際は、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ご来場の際の手指のアルコール消毒、投票所内の咳エチケットにご協力ください。※1
- ご自身で鉛筆・シャープペンシルをご持参いただくことも可能です。※2
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします (ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- 期日前投票を、ぜひ積極的にご活用ください。
- スムーズな受付のために、あらかじめ投票所整理券の裏面にある「期日前投票宣言書 (兼請求書)」のご記入をお願いします。

※1 アルレルギー等、アルコール消毒が困難な方は、係員までお申し出ください。
※2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております (投票用紙は樹脂できており、乾きにくい性質があります。ボールペン・水性ペン等は、インクで他の投票用紙が汚れたり、文字がにじんだり、投票用紙同士の接着の恐れがあります。但し、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。)

お問合せ 新宿区選挙管理委員会事務局 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一庁舎3階

衆議院議員選挙(東京都第10区)の最高裁判所裁判官国民審査のご案内

投票日 令和3年10月31日(日)
投票時間 午前7時から午後8時

新型コロナウイルス感染症について

新宿区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いいたします。詳細はこの案内の裏面をご確認ください。

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにとまごめとお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際にはご自分の名前が記載された投票所整理券をお持ちください。

紛失等によりお手元に投票所整理券がない場合でも新宿区の選挙人名簿に登録されている場合は投票できます。投票所の係員にお伝えください。

投票所について

投票日当日(10月31日(日))に投票する方は、投票所整理券表面に印刷されている投票所で投票してください。それ以外の場所では投票できません。また、投票所への車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

期日前投票のご案内

期日前投票をするときは、投票所整理券裏面の「期日前投票宣言書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。投票所整理券をお持ちでない場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣言書(兼請求書)」をご利用ください。

※お住まいの選挙区により、ご利用できる期日前投票所が異なります。

※期日前投票の期間は、本庁舎は10月20日(水)～10月30日(土)、各特別出張所は10月24日(日)～10月30日(土)です。この案内の裏面を必ずご確認ください。

転届届(区内での住所異動届)を出された方の投票所について

10月18日(金)までに転届届を出した方は、新しい住所の投票所で投票してください。10月9日(土)以降に転届届を出した方は、前の住所の投票所で投票してください。

選挙公報について

選挙公報は10月29日(金)までに、委託業者が各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また区役所本庁舎、分庁舎や特別出張所などの主な区立施設にも置きます。

※その他、東京都選挙管理委員会のホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)でもご覧いただけます。(新宿区のホームページからもリンクします。)

不在者投票のご案内

次のような事情で、投票日当日の投票や期日前投票ができない場合は不在者投票ができます。不在者投票ができる期間は10月20日(水)から10月30日(土)です。

(1) 新宿区以外の区市町村での不在者投票

国内の出張や旅行、他区市町村への転出により新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、所在先や新住所の区市町村の選挙管理委員会ですら不在者投票ができます。投票用紙等の請求や送付には郵便を使います。お早めにお手続ください。

(2) 指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。ご希望の方はお早めに病院(施設)にお申し出ください。新宿区内の指定病院・施設は下表(32か所)のとおりです。

聖徳義塾大学病院	介護老人保健施設 マイウェイ西谷	特別介護老人ホーム モザイク新宿
太田内科病院	介護老人保健施設 テンマエクイオン新宿	特別介護老人ホーム 神楽坂
東京新宿メディカルセンター	介護老人保健施設 フェリストラ西川輪田	有料老人ホーム シニーパレス西谷港番面
東京女子医科大学病院	特別介護老人ホーム あかぬ花	有料老人ホーム グランデザワ学芸公園
国立国際医療研究センター	特別介護老人ホーム 霞町ホーム	有料老人ホーム せらび新宿
青山記念病院	特別介護老人ホーム 新宿はやき園	北新宿特別介護老人ホーム かじわ苑
東京川手メディカルセンター	介護老人ホーム 聖母ホーム	特別老人ホーム コミュニティがらみの森西谷
目白病院	特別介護老人ホーム 聖母ホーム	有料老人ホーム メディアスタスト市谷御前
聖路閣病院	特別介護老人ホーム もみの樹園	有料老人ホーム しまーたんグホーム加川橋
東京医科大学病院	指定介護老人ホーム 新宿はやき園	有料老人ホーム グランヴィイ神楽坂
整形外科病院	特別介護老人ホーム みさまはうす南久	

(3) 郵便等による不在者投票

下表に該当し、かつご自分で投票用紙等に記載ができる方は事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、10月27日(水)までに不在者投票用紙等の請求をすることによって、「郵便等による不在者投票」ができます。請求期限(10月27日(水))を過ぎてからは投票用紙の請求はできません。お早目にお手続ください。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	聴覚・肝臓の障害	1級～3級
聴覚障害者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
介護保険被保険者証	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
	要介護区分	要介護5

(4) 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により精華等(濃厚接触者を除く)をされている方は、郵便等により投票をすることができます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。(<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/202111senkyo.html>)

衆議院議員選挙(東京都第10区)の最高裁判所裁判官国民審査のご案内

投票日 令和3年10月31日(日)
投票時間 午前7時から午後8時

この投票所整理券は、新宿区から転出した方にお送りしています

・現在お住まいの区市町村の選挙管理委員会から投票所整理券が届いた方は、現在お住まいの区市町村で投票してください(新宿区での投票はできません)。

投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにもとめてお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお持ちください。

紛失等により、お手元に投票所整理券がない場合でも投票できますので、投票所の係員にお伝えください。

選挙公報について

東京都選挙管理委員会のホームページ(<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>)で選挙公報がご覧になれます。(新宿区のホームページからもリンクします。)

新宿区から転出された方の投票方法

新宿区から他の区市町村に転出された方は、次の3つの方法のうち、いずれかにより投票することができます。

- 1 投票日当日(10月31日(日))に投票所で投票する場合
お送りした投票所整理券に記載されている投票所で投票できます。回封の投票所整理券をお持ちください。
- 2 新宿区内で期日前投票ができます
投票所整理券裏面の「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に、あらかじめ必要事項をご記入のうえ、ご持参ください。
※新宿区内の期日前投票所の場所や期間、時間については裏面をご覧ください。

3 転出先の区市町村の選挙管理委員会が不在者投票をする場合
次の手続きにより、現在お住まいの区市町村の選挙管理委員会が不在者投票をすることができません。不在者投票ができるのは、10月20日(水)から10月30日(土)までです。

投票用紙等の請求・送付には郵便をしますのでお早めにお手続してください。

(1) ご本人が、新宿区選挙管理委員会にて投票用紙等を請求します。投票所整理券裏面の「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえ、切手を貼った封筒に入れて新宿区選挙管理委員会へてご郵送ください。

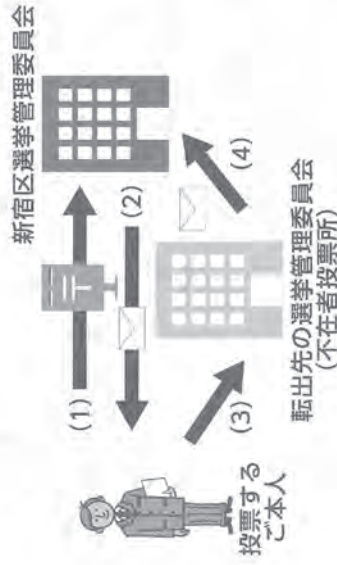
※電子メールや電話、ファックスでの請求はできません。

(2) 請求書が選挙管理委員会に到着次第、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」にご記入いただいた場所へ、投票用紙等を郵便(レターパックプラス)でお送りします。

(3) 不在者投票用紙一式を持って、お住まいの区市町村の選挙管理委員会が不在者投票をしてください。

※選挙管理委員会が指定した場所以外で投票用紙に記入すると無効になります。
※不在者投票ができる場所や時間は、あらかじめお住まいの区市町村の選挙管理委員会にご確認ください。

(4) 投票用紙は、転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(10月31日(日))を過ぎると無効になります。お早目に投票してください。



【お問合せ】 新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

期日前投票所の案内

期日前投票の期間・時間

- 新宿区役所本庁舎 6階
10/20(水)～10/30(土)
 - 落合第一地域センター3階
●落合第二特別出張所
10/24(日)～10/30(土)
- 時間はいずれも
午前8時30分～午後8時

標記の場所で期日前投票ができます。

※東京都第10区の整理券をお持ちの方は、この案内にある3か所の期日前投票所以外の場所では、期日前投票はできませんのでご注意ください。

投票日当日(10月31日)は投票所整理券表面に印刷された投票所で投票してください。それ以外の場所では投票できません。

新宿区役所本庁舎 6階 (歌舞伎町1-4-1)
※期日前投票場所が変更になっています。



落合第一地域センター 3階 (下落合4-6-7)
※落合第一特別出張所と同一建物内



落合第二特別出張所 (中落合4-17-13)



ご案内 (東京都第10区)

◆投票所における新型コロナウイルス感染症対策について◆

新宿区では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します。

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に、消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスクを着用し、手洗い及び手指の消毒を励行します。
- 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛散防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆を用意しています(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です)。
- 投票記載台や、貸出し物品(老眼鏡やルーペ・点字器など)についても消毒を徹底します。
- 投票所内は、換気を適宜実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で投票者数に関する混雑・集中緩和の情報を提供します。

※特設ホームページには「前回(平成29年)の衆議院議員選挙及び今年の東京都議会議員選挙時における期日前投票所別投票者数」を参考として掲載することにも、「今回の衆議院議員選挙における日ごとの期日前投票所別投票者数」を毎日更新いたします。

感染防止策として、ご来場の有権者の皆様にも、以下のご協力をお願いいたします。

- ご来場の際は、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ご来場の際の手指のアルコール消毒、投票所内の咳エチケットにご協力ください。※1
- ご自身で鉛筆・シャープペンシルをご持参いただくことも可能です。※2
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- 期日前投票を、ぜひ積極的にご活用ください。
- スムーズな受付のために、あらかじめ投票所整理券の裏面にある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」のご記入をお願いします。

- ※1 アレルギーマスク等、アルコール消毒が困難な方は、係員までお申し出ください。
- ※2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂でできており、乾きにくい性質があります。ボールペン・水性ペン等は、インクで他の投票用紙が汚れたり、文字がにじんだり、投票用紙同士の接着の恐れがあります。但し、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。)

お問い合わせ 新宿区選挙管理委員会事務局 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一庁舎3階

東京都議会議員選挙のお知らせ

～住所の変更をした方へ～

投票日
7/4(日)
告示日:6月25日(金)

東京都議会議員選挙は、令和3年7月4日(日)が投票日です。
住所の変更があった方は、転入の届出日・転出した日の条件により投票できる場所などが異なりますので、下記によりご確認ください。

■ 新宿区に転入された方へ ■

【新宿区で投票できる方】

次の要件のいずれも満たす方は、「新宿区」で投票できます。

- ① 平成15年7月5日までに生まれた日本国民であること
- ② 令和3年3月24日までに、新宿区へ転入の届出をしていること
- ③ 令和3年6月24日まで、引き続き新宿区に住民登録があること

【前住所地で投票できる方】

次の要件のいずれも満たす方は、「前住所地の区市町村」で投票できます。

- ① 前住所地が**都内**であること
- ② 平成15年7月5日までに生まれた日本国民であること
- ③ 令和3年3月25日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること
- ④ 前住所地の選挙人名簿に登録があること

※前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。

※前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

※「転出した日」は、届出をした日ではなく「**実際に引越した日**」です。

※前住所地で投票する場合は「**引き続き都内に住所があること**」の確認が必要です。

その際、「**選挙用住民票**」(注1)があると確認に伴う時間が省略でき、スムーズに投票できます。

選挙用住民票がなくても投票できますが、現住所確認のためお待たせすることがあります。

(注1)「選挙用住民票」は新宿区では戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)及び各特別出張所(10か所)で無料にて発行します。

※前住所地に投票用紙を請求し新宿区で不在者投票をすることもできます。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

【都外から転入した方は】

令和3年3月25日以降に、都外から新宿区に転入の届出をした方は、東京都議会議員選挙の投票はできません。

■ 新宿区内で転居された方へ ■

- (1) **「6月11日(金)までに区内で転居の届出」**をされた方は、**新住所の投票所**で投票してください。
 - (2) **「6月12日(土)以降に区内で転居の届出」**をされた方は、**前住所の投票所**で投票してください。
- ※ 新たに選挙人名簿に登録される予定の方は、お手元に届く投票所整理券で投票所を必ずご確認ください。

【新宿区外に転出された方は、裏面をご覧ください】

■ 新宿区から「都内」に転出された方へ ■

新宿区から「都内」に転出された方の投票については、以下のとおりです。

【令和3年3月25日以降に転出し、新住所地への転入届をした方】

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます（新住所地では投票できません）。

- ※ 新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和3年6月11日以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転居届をお出しください。
- ※ 新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

【令和3年3月4日～令和3年3月24日の間に転出の方】

- (1) 新住所地で選挙人名簿に登録された方（令和3年3月24日までに新住所地への転入届をした方）は、新住所地で投票できます（新宿区では投票できません）。
- (2) 新住所地で選挙人名簿に登録されない方（令和3年3月25日以降に新住所地への転入届をした方）で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。

- ※ 新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

【令和3年3月3日以前に転出の方】

- (1) 新住所地で選挙人名簿に登録された方（令和3年3月24日までに新住所地への転入届をした方）は、新住所地で投票できます（新宿区では投票できません）。
- (2) 新住所地で選挙人名簿に登録されない方（令和3年3月25日以降に新住所地への転入届をした方）で、新宿区に選挙人名簿登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

- ※ 「転出した日」は届出をした日ではなく、「実際に引越した日」です。
- ※ 新宿区を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。
- ※ 新宿区で投票する場合、「引き続き都内に住所があること」の確認が必要です。その際、「選挙用住民票」（無料）があると確認に伴う時間が省略でき、スムーズに投票できます。選挙用住民票がなくても投票できますが、現住所確認のためお待たせすることがあります。選挙用住民票は、新住所地の住民票取扱い窓口で交付を受けてください。

■ 新宿区から「都外」に転出された方へ ■

令和3年6月25日までに「都外」へ転出した方は、東京都議会議員選挙の投票はできません。ただし、令和3年6月26日以降に都外へ転出する場合は、転出する日までの間、期日前投票をすることができます。

※期日前投票ができる期間は、令和3年6月26日（土）から令和3年7月3日（土）です。

■ ご注意 ■

- 投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿登録要件を満たさなくなった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、また新住所地で選挙人名簿に登録された場合は投票することができません。
- 新宿区の選挙人名簿の登録の有無など、ご不明な点については下記までお問合せください。
- 前住所地及び新住所地での選挙人名簿登録の有無などについては、それぞれの選挙管理委員会までお問い合わせください。

新宿区選挙管理委員会事務局 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1
TEL 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ

～住所の変更をした方へ～

投票日：10月31日(日) (公示日：10月19日(火))

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査は、令和3年10月31日(日)が投票日です。
住所の変更があった方は、転入の届出日・転出した日の条件により投票できる場所などが異なりますので、下記によりご確認ください。

■ 新宿区に転入された方へ ■

【新宿区で投票できる方】

次の要件のいずれも満たす方は、「新宿区」で投票できます。

- ① 平成15年11月1日までに生まれた日本国民であること
- ② 令和3年7月18日までに、新宿区へ転入の届出をしていること
- ③ 令和3年10月18日まで、引き続き新宿区に住民登録があること

【前住所地で投票できる方】

次の要件のいずれも満たす方は、「前住所地の区市町村」で投票できます。

- ① 平成15年11月1日までに生まれた日本国民であること
- ② 令和3年7月19日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること
- ③ 前住所地の選挙人名簿に登録があること

※前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。

※前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

※「転出した日」は、届出をした日ではなく「実際に引越した日」です。

※前住所地に投票用紙を請求し新宿区で不在者投票をすることもできます。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

■ 新宿区内で転居された方へ ■

- (1) 「10月8日(金)までに区内で転居の届出」をされた方は、新住所の投票所で投票してください。
 - (2) 「10月9日(土)以降に区内で転居の届出」をされた方は、前住所の投票所で投票してください。
- ※ 新たに選挙人名簿に登録される予定の方は、お手元に届く投票所整理券で投票所を必ずご確認ください。

【新宿区外に転出された方は、裏面をご覧ください】

■ 新宿区から転出された方へ ■

【令和3年7月19日以降に転出し、新住所地への転入届をした方】

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます（新住所地では投票できません）。

※ 新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和3年10月9日（土）以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転送届をお出しく下さい。

※ 新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

【令和3年6月30日～令和3年7月18日の間に転出の方】

(1) 新住所地で選挙人名簿に登録された方（令和3年7月18日までに新住所地への転入届をした方）は、新住所地で投票できます（新宿区では投票できません）。

(2) 新住所地で選挙人名簿に登録されない方（令和3年7月19日以降に新住所地への転入届をした方）で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

【令和3年6月29日以前に転出の方】

(1) 新住所地で選挙人名簿に登録された方（令和3年7月18日までに新住所地への転入届をした方）は、新住所地で投票できます（新宿区では投票できません）。

(2) 新住所地で選挙人名簿に登録されない方（令和3年7月19日以降に新住所地への転入届をした方）で、新宿区に選挙人名簿登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 「転出した日」は届出をした日ではなく、「実際に引越した日」です。

※ 新宿区を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。

■ ご注意 ■

- 投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿登録要件を満たさなくなった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、また新住所地で選挙人名簿に登録された場合は投票することができません。
- 新宿区の選挙人名簿の登録の有無など、ご不明な点については下記までお問合せください。
- 前住所地及び新住所地での選挙人名簿登録の有無などについては、それぞれの選挙管理委員会までお問い合わせください。

新宿区選挙管理委員会事務局 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1
TEL 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230

落合地区にお住まいの方へ



衆議院小選挙区のご案内

新宿区選挙管理委員会

「落合第一地区の一部」と「落合第二地区全域」の衆議院小選挙区は東京都第10区（※）です。

※平成29年の公職選挙法改正により、東京都第10区の区域は新宿区のほか、中野区の一部・練馬区の一部・豊島区の一部により構成することとされました。



東京都第10区の区域（新宿区にかかるとる区域）

中落合1丁目 中落合3丁目 中落合4丁目 上落合1丁目 上落合2丁目
上落合3丁目 西落合1丁目 西落合2丁目 西落合3丁目 西落合4丁目
中井1丁目 中井2丁目

- ◆衆議院（小選挙区選出議員）選挙については、「東京都第10区」から立候補している候補者1人を選びます。
- ◆衆議院（比例代表選出議員）選挙は「東京都ブロック」に名簿届出をしている政党等1つを選びます。
- ◆ご自分の選挙区については、選挙の公示日以降にお送りする投票所整理券でご確認ください。
- ◆投票日当日の投票所及び期日前投票所については、このチラシ裏面をご覧ください。

1 期日前投票所のご案内

新宿区における東京都第10区の区域内にお住まいの方がご利用いただける期日前投票所は次の3か所です。衆議院議員選挙に限り、下記以外の期日前投票所はご利用になれません。

期日前投票所名称	所在地
新宿区役所本庁舎 6階	歌舞伎町1-4-1
落合第一地域センター 3階	下落合4-6-7
落合第二特別出張所	中落合4-17-13

※期日前投票所の設置期間や時間は、選挙の公示日以降にお送りする投票所整理券でご確認ください。

2 投票日当日の投票所

投票所はお住まいの地域によって異なります。

詳しくは選挙の公示日以降にお送りする投票所整理券でご確認ください。

お住まいの地域	投票所 (所在地)	投票区番号
中落合 3丁目 中落合 4丁目 [1～15番] 西落合 1丁目 [1～7番]	落合第二中学校 (西落合1-6-5)	第 37 投票区
中落合 1丁目 上落合 1丁目 [17～19番] 上落合 2丁目 [1番] 中井 2丁目 [1～3番]	中落合高齢者在宅 サービスセンター (中落合1-7-1)	第 38 投票区
上落合 1丁目 [1～16番、20番～] 上落合 2丁目 [2番～]	落合第二小学校 (上落合2-10-23)	第 39 投票区
西落合 1丁目 [17番、25～29番] 西落合 2丁目 [1～4番、11～17番] 西落合 3丁目 西落合 4丁目	落合第六小学校 (西落合4-11-21)	第 40 投票区
中落合 4丁目 [16番～] 西落合 1丁目 [8～16番、18～24番、30番～] 西落合 2丁目 [5～10番、18番～]	落合第二特別出張所 (中落合4-17-13) 投票所が変更されました	第 41 投票区
中井 1丁目 中井 2丁目 [4番～] 上落合 3丁目	落合第五小学校 (上落合3-1-6)	第 42 投票区

お問合せ

新宿区選挙管理委員会事務局

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

TEL 03-5273-3740

FAX 03-5273-5230

広報

新宿

6・25号

令和3年(2021年)

発行:新宿区

編集:新宿区選挙管理委員会

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

☎03-5273-3740

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/>

東京都議会議員選挙 特集号

～主な掲載内容～

- ◆1面 投票できる方
- ◆2面 期日前投票のご案内
- ◆3面 投票所における新型コロナウイルス感染症対策
- ◆4面 各種不在者投票のご案内

大切な想い この一票で伝えよう



東京都議会議員選挙



投票日

7月4日

【告示日6月25日】

投票時間は午前7時～午後8時です

区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いします。(詳しくは、3面をご覧ください。)

◆投票できる方◆

■新宿区で投票できる方

次の要件を全て満たす方は、新宿区の選挙人名簿に登録され、「新宿区」で投票できます。

- (1) 平成15年7月5日までに生まれた日本国民であること。
- (2) 令和3年3月24日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (3) 令和3年6月24日まで、引き続き新宿区に住居登録があること。

■前住所地で投票できる方

次の要件を全て満たす方は、「(都内の)前住所地の区市町村」で投票できます。(注1)

- (1) 前住所地が都内であること。
- (2) 平成15年7月5日までに生まれた日本国民であること。
- (3) 令和3年3月25日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (4) 前住所地の選挙人名簿に登録があること。
 - ①前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。
 - ②前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。
 - ③前住所地に投票用紙を請求し、新宿区で不在者投票ができることがあります。①～③については、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

(注1)

前住所地で投票する場合、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新宿区で発行する「選挙用住民票(無料)」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、スムーズに投票ができます。選挙用住民票等が無くても投票できますが、確認のためにお待たせすることがあります。選挙用住民票は、新宿区では戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)及び各特別出張所(10か所)にて無料で発行します。

■都外から転入した方

令和3年3月25日以降に、都外から新宿区に転入の届出をした方は、今回の東京都議会議員選挙の投票はできません。

■都外に転出した方・する方

令和3年6月25日までに「都外」へ転出した方は、今回の東京都議会議員選挙の投票はできません。

但し、令和3年6月26日以降に都外へ転出する場合は、転出する日までの間、期日前投票をすることができます。

■新宿区から都内に転出した方・する方

(1) 令和3年3月25日以降に転出し、新住所地へ転入届をした方は、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません。)

(2) 令和3年3月4日～令和3年3月24日の間に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和3年3月24日までに新住所地へ転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和3年3月25日以降に新住所地へ転入届をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。(注2)

(3) 令和3年3月3日以前に転出の方

- ①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和3年3月24日までに新住所地へ転入届をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません。)
- ②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和3年3月25日以降に新住所地へ転入届をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は、期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

(注2)

新宿区で投票する場合は、「引き続き都内に住所があることの確認」が必要です。新住所地で発行する「選挙用住民票(無料)」や、引き続き都内に住所があることを確認できる書類(住所書き換え済みの運転免許証やマイナンバーカード、通常の住民票等)をご持参いただくと、スムーズに投票ができます。選挙用住民票等が無くても投票できますが、確認のためにお待たせすることがあります。選挙用住民票(無料)は、新住所地の住民票取扱窓口にて交付を受けてください。

■新宿区内で転居された方

(1) 令和3年6月11日(金)までに区内で転居の届出をされた方

新住所の投票所で投票してください。

(2) 令和3年6月12日(土)以降に区内で転居の届出をされた方

旧住所の投票所で投票してください。

※上記は、投票日当日(7月4日)に投票される場合です。期日前投票を利用される場合は、どの投票所でも投票できます【2面を参照】。

◆投票の仕方◆

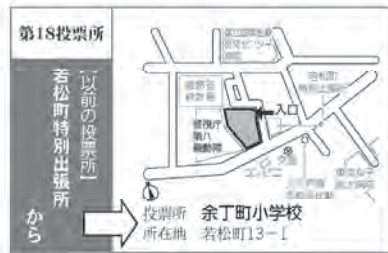
投票用紙には「候補者1名の氏名」のみを書いてください。候補者の氏名以外に書かないでください(余計な記述は、無効票の原因となることがあります。)

投票所変更のお知らせ

今回の選挙では、右の2か所の投票所が変更になります。お手元に届く投票所整理券をよくご確認ください。なお、ご来場ください。

また、最近区内で転居をされた方は、前述の「新宿区内で転居された方」をご参照ください。

なお、第44投票所の「淀橋第四幼稚園」は、同じ敷地内の「淀橋第四小学校」(北新宿3-17-1)へ変更となります(敷地への入口に変更はございません)。



★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いてあります。新聞を購読していない方には配達しません。

■期日前投票の積極的なご利用をお願いします■

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投票日当日の投票所における混雑を緩和するため、便利な期日前投票制度をぜひご利用ください。

◆期日前投票のご案内◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。
○期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです。

期間	期日前投票所名	所在地
6月26日(土)～7月3日(日)	区役所第一分庁舎	歌舞伎町1-5-1
	四谷特別出張所	内藤町87
	車町特別出張所	車町15
	櫻町特別出張所	早稲田町85
6月27日(月)～7月3日(日)	若松町特別出張所	若松町12-6
	大久保特別出張所	大久保2-12-7
	戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1
	落合第一特別出張所	下落合4-6-7
	落合第二特別出張所	中落合4-17-13
	柏木特別出張所	北新宿2-3-7
	角宮特別出張所	西新宿4-33-7

※時間はいずれも、午前8時30分～午後8時です。

■持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえお持ちください。

新宿区に選挙人名簿登録がある方で、投票所整理券が届いていない、または紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けの「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。印鑑は不要です。

また、都内の他区市町村から転入された方は、「選挙用住民票(無料)」等が必要となる場合があります【詳しくは1面「投票できる方」を参照】。

■住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、左表のいずれの期日前投票所でもすることができます。

ただし、投票日当日(7月4日(日))は、決められた投票所でのみの投票となります。投票所整理券をご確認ください。

■長期の旅行などで投票日当日に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、所在地で不在者投票をすることができます【詳しくは4面を参照】。

■新型コロナウイルス感染症に対する対策はとられていますか？

投票日当日の投票所と同様に、期日前投票所においても、新型コロナウイルス感染症対策を徹底します。投票される皆様にも、ご協力をお願いいたします【詳しくは3面を参照】。

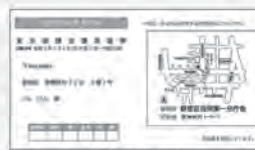
◆投票所整理券◆

6月25日(金)から、投票所整理券を、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、印字されたお名前をよくご確認のうえ、お間違のないようお持ちください。

新宿区の選挙人名簿に登録のある方は、投票所整理券が届かない場合や、紛失した場合でも投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。



なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなくなった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、新住所で選挙人名簿に登録された場合は、投票することができません。



【整理券・表面】

印字されたご自身のお名前をご確認ください。

誤って、ご家族の整理券をお持ちにならないようご注意ください。

なお、この地図は7月4日(投票日当日)にお越しになる場合の投票所です。



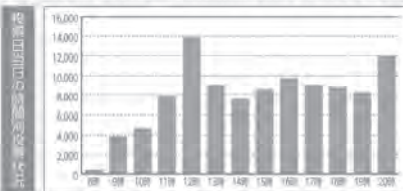
【整理券・裏面】

裏面は「期日前投票宣誓書(兼請求書)」です。ご自宅等で事前にご記入のうえお持ちいただくスムーズに受付ができます。

また、都内へ転出された方には「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷されています【詳しくは4面を参照】。

◆投票所の混雑状況◆

投票所の混雑を避けるため、なるべく空いている時間帯での投票にご協力ください。参考までに、前回の東京都議会議員選挙(平成29年7月2日執行)の際の投票所の混雑状況を伝えます。スムーズな投票のためにご利用ください。



投票日当日は、正午頃と、19～20時に混雑する傾向があります。また、期日前投票では、投票日が近づくにつれて投票者数が増え、特に最終日(土曜日)にはピークを迎えます。お早めの投票をお勧めします。

◆立候補者の情報◆

■新宿区選挙区の定数は、何名ですか？

今回の東京都議会議員選挙(新宿区選挙区)において、選出される人数【定数】は4名です。

■立候補者の情報はどこで見れますか？

立候補者の氏名・経歴・政見・写真等の情報は、以下から入手可能です。

- 選挙管理委員会が提供するもの
 - 選挙公報(東京都のホームページへも掲載)【4面を参照】
 - 公営ポスター掲示場(区内380か所)
- 各立候補者が選挙運動として利用できるもの
 - ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッター等)
 - 電子メール(但し、立候補者等以外には発信・転送できません)
 - 選挙運動用ビラ、街頭演説、個人演説会など

※これらの媒体の活用の有無は、各立候補者に委ねられているため、必ずしも全ての立候補者が利用するとは限りません。

◆選挙管理委員会公式ツイッターのご案内◆

新宿区選挙管理委員会公式ツイッターでは、東京都議会議員選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。
アカウント名: shinjuku_senkan(新宿区選挙管理委員会)
URL: https://twitter.com/shinjuku_senkan



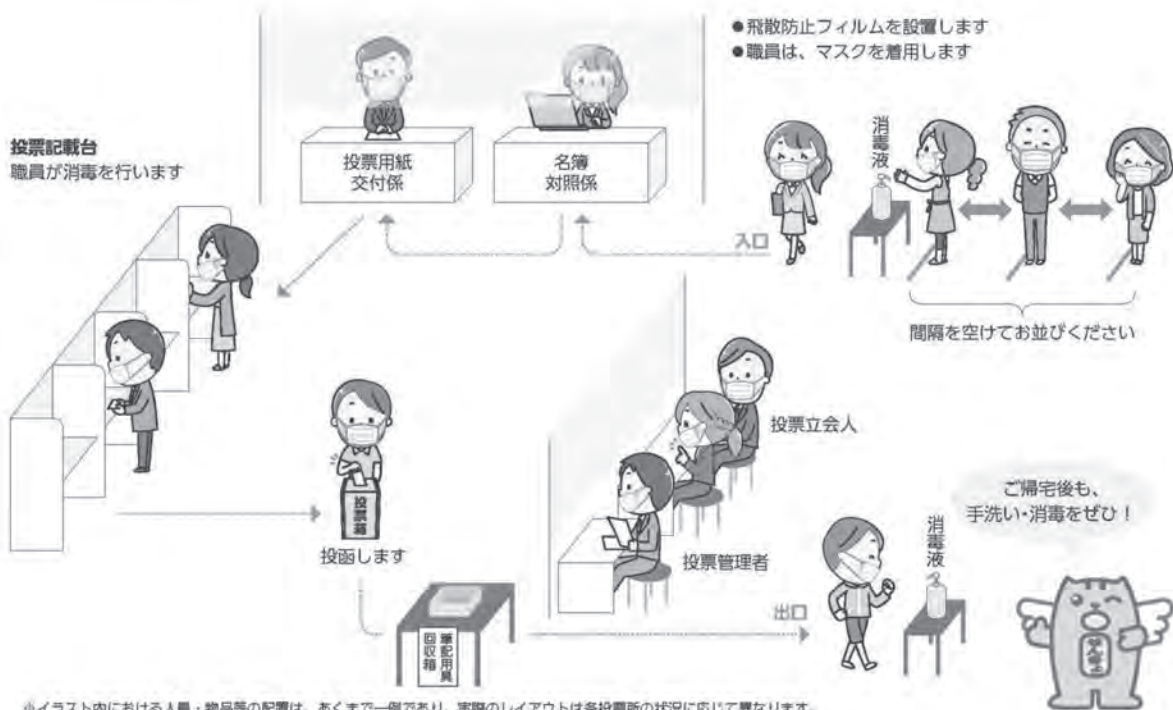
QRコード

投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

新宿区では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、
投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に、消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスクを着用し、手洗い及び手指の消毒を励行します。
- 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛散防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆を用意しています(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です)。
- 投票記載台や、貸出し物品(老眼鏡やルーペ・点字器など)についても消毒を徹底します。
- 投票所内は、換気を適宜実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で投票者数に関する情報を提供します。

※ 特設ホームページには「前回(平成29年)の東京都議会議員選挙及び昨年の東京都知事選挙時における期日前投票所別投票者数」を参考として掲載するとともに、「今回の東京都議会議員選挙における日ごとの期日前投票所別投票者数」を毎日更新いたします。



※イラスト内における人員・物品等の配置は、あくまで一例であり、実際のレイアウトは各投票所の状況に応じて異なります。

感染防止策として、ご来場の有権者の皆様にも、以下のご協力をお願いいたします

- ご来場の際は、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ご来場の際の手指のアルコール消毒、投票所内の咳エチケットにご協力ください。※1
- ご自身で鉛筆・シャープペンシルをご持参いただくことも可能です。※2
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- 期日前投票を、ぜひ積極的にご活用ください。スムーズな受付のために、あらかじめ投票所整理券の裏面にある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」のご記入をお願いします。

※1 アレルギー等、アルコール消毒が困難な方は、手拭き紙までお申し出ください。

※2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂でできており、乾きにくい性質があります。ボールペン・水性ペン等では、インクで他の投票用紙が汚れたり、文字がにじんだり、投票用紙同士の接着の恐れがあります。但し、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。)

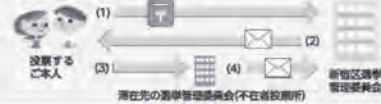
◆旅行地・転出先での不在者投票◆

国内の出張や旅行、都内の他の区市町村への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、6月26日(土)～7月3日(土)です。投票用紙等の請求・送付は郵便による方法を用いますので、お早めにお手続きください。

- (1) 投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会にて投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。
 - ※都内へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。
 - ※請求書の様式は、新宿区のホームページからもダウンロードできます。
 - ※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください。
- (2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、告示日の6月25日(金)以降に(26日(土)以降に到着した分については、受付が済み次第)「投票用紙の送付先」にレターパックプラスで投票用紙等をお送りします。
- (3) 滞在先(転出先)の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。
 - ※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。
 - ※不在者投票所の場所や投票できる日時は自治体によって異なりますので、事前に滞在先(転出先)の選挙管理委員会にて確認ください。

(4) 投票用紙等は滞在先(転出先)の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(7月4日)を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記載例】 投票用紙等請求書

私は令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和3年〇月〇日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

◆身体の不自由な方には◆

○代理投票

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

○点字投票

目ที่ไม่自由な方は点字投票ができます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

○その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文讀・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等を用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。必要な方は、係員にお申し出ください。

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、6月30日(水)まで(※)に投票用紙等の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種別等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(6月30日(水))を過ぎてからは、今回の東京都議会議員選挙の投票用紙等は請求できません。お早めにお手続きしてください。

◆投票・開票速報◆

開票は7月4日(日)午後8時45分から、新宿コズミックススポーツセンター(大久保3-1-2)で行ないます。

投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区のホームページでご覧いただけます。なお、東京都全体の投票結果については東京都選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

◆指定病院等に入院・入所している方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

慶應義塾大学病院	特別介護老人ホーム 新宿けやき園
大久保病院	特別介護老人ホーム マザース新宿
東京新宿メディカルセンター	特別介護老人ホーム 神楽坂
東京女子医科大学病院	特別介護老人ホーム もみの樹園
国立国際医療研究センター	特別介護老人ホーム みさよはうす宮久
東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム サニーパレス四谷吾番館
目白病院	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
東京医科大学病院	有料老人ホーム ねむの木
春山記念病院	有料老人ホーム コミュニケア24番しの新宿御苑
林外科病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
特別介護老人ホーム 原町ホーム	有料老人ホーム しまナーシングホーム藤田橋
特別介護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
北山伏特別養護老人ホーム あかお苑	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
北新宿特別養護老人ホーム がしわ苑	指定障害者支援施設 新宿けやき園

◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、聴覚等でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・これらに準ずる障害等の方
 - ⇒ 障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・☎(3209)3441
- 介護保険の「要介護」の認定を受けている方
 - ⇒ 介護保険課給付係 ☎(5273)3497・☎(3209)6010
- 介護保険の「要支援」の認定を受けている方または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
 - ⇒ 地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・☎(6205)5083

◆選挙公報を配布します◆

7月3日(土)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な施設にも置きます。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらも区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※東京都選挙管理委員会ホームページ(https://www.r3togisen.metro.tokyo.lg.jp/)でも選挙公報がご覧になります。公開は6月28日以降の予定です。新宿区のホームページからもご覧いただけます。

広報

新宿

10・18号

令和3年(2021年)

発行：新宿区

編集：新宿区選挙管理委員会

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

☎03-5273-3740

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/>

選挙特集号

～主な掲載内容～

- ◆1面
 - 投票できる方
 - 投票所変更のお知らせ
- ◆2面
 - 衆議院(小選挙区)のお知らせ
 - 期日前投票のご案内
- ◆3面
 - 投票所における新型コロナウイルス感染症対策について
- ◆4面
 - 各種不在者投票のご案内
 - 選挙公報の配布

自分で決めよう！ これからの日本。

投票日

10月31日

【公示日10月19日(火)】

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

※投票時間は午前7時～午後8時です



区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いいたします(詳しくは、3面をご覧ください)。



【ご案内】衆議院(小選挙区選出)議員選挙について、新宿区内の選挙区は「東京都第1区」と「東京都第10区」に分かれます。お住いの地区によって、選出候補者が異なりますのでご注意ください(詳しくは、2面をご覧ください)。

●今回の選挙で投票できる方●

◆新宿区に転入された方◆

■新宿区で投票できる方

次の要件を全て満たす方は、新宿区の選挙人名簿に登録され、「新宿区」で投票できます。

- (1) 平成15年11月1日までに生まれた日本国民であること。
- (2) 令和3年7月18日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (3) 令和3年10月18日まで、引き続き新宿区に住民登録があること。

■前住所地で投票できる方

次の要件を全て満たす方は、「前住所地の区市町村」で投票できます。

- (1) 平成15年11月1日までに生まれた日本国民であること。
- (2) 令和3年7月19日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。
- (3) 前住所地の選挙人名簿に登録があること。
 - ①前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。
 - ②前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。
 - ③前住所地に投票用紙を請求し、新宿区で不在者投票ができることがあります。
 - ※①～③については、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆新宿区内で転居された方◆

(1) 令和3年10月8日(金)までに区内で転居の届出をされた方

新住所の投票所で投票してください。

(2) 令和3年10月9日(土)以降に区内で転居の届出をされた方

旧住所の投票所で投票してください。

※上記は、投票日当日(10月31日)に投票される場合の投票所です。



◆新宿区から転出した方・する方◆

(1) 令和3年7月19日以降に転出し、新住所地へ転入の届出をした方

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません)。

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和3年10月9日(土)以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転居届をお出しください。

※新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

(2) 令和3年6月30日～令和3年7月18日の間に転出の方

①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和3年7月18日までに新住所地へ転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。

②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和3年7月19日以降に新住所地へ転入の届出をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。

(3) 令和3年6月29日以前に転出の方

①新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和3年7月18日までに新住所地へ転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。

②新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和3年7月19日以降に新住所地へ転入の届出をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は、期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会にお問い合わせください。

※「転出した日」は届出をした日ではなく、「実際に引越した日」です。※新宿区を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。

◆立候補者の情報◆

立候補者の氏名・経歴・政見・写真等の情報は、以下から入手可能です。

- (1) 選挙管理委員会が提供するもの
 - ・選挙公報(東京都のホームページへも掲載) [4面を参照]
 - ・公営ホスター掲示場(区内380箇所)
 - (2) 各立候補者が選挙運動として利用できるもの
 - ・政見放送、経歴放送・選挙運動用ヒラ、街頭演説、個人演説会など
 - ・ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッター等)・電子メール
- ※上記媒体の活用の有無は、法律による制限に加え、各候補者に変わらされているため、必ずしも全ての候補者について行われるとは限りません。

◆投票所変更のお知らせ◆

投票日当日の10月31日は、以下の投票所が変更になります。

投票区	前回(変更前)	今回(変更後)
第27投票所	区役所第一庁舎 1階 (歌舞伎町1-5-1)	区役所本庁舎 地下1階 (歌舞伎町1-4-1)
第41投票所	落合第三小学校 (西落合1-12-20)	落合第二特別出張所 (中落合4-17-13)
第44投票所	淀橋第四小学校 (北新宿3-17-1)	淀橋第四幼稚園 (北新宿3-17-1) ※小学校と同敷地内です

※詳しくは、投票所整理券をご確認ください。
※期日前投票所の変更については、第2面をご確認ください。

※本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いてあります。新聞を購読していない方には配達します。

新宿区の小選挙区は「東京都第1区」と「東京都第10区」です

新宿区内の小選挙区は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙の場合のみ、東京都第1区と東京都第10区に分かれます【右図参照】。ご自身が、いずれの小選挙区に属するかをよくご確認のうえ、投票してください。

※「東京都第1区」の区域にお住いの方は、「東京都第1区」から立候補している小選挙区の候補者を選び、投票してください(「東京都第10区」の候補者は選べません)。

※「東京都第10区」の区域にお住いの方は、「東京都第10区」から立候補している小選挙区の候補者を選び、投票してください(「東京都第1区」の候補者は選べません)。

※ご利用いただける期日前投票所が、選挙区によって異なりますのでご注意ください。詳しくは、下記「期日前投票のご案内」をご覧ください。

新宿区内での選挙区の分割は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙の場合のみ行われます。衆議院(比例代表選出)議員選挙や最高裁判所裁判官国民審査、その他の選挙(参議院議員選挙、東京都議会議員選挙、東京都知事選挙、新宿区議会議員選挙、新宿区長選挙)については、区内での分割は行われません。

【参考】

※新宿区の「第1区」と「第10区」への分割は、衆議院議員小選挙区の「一票の較正」解消のため、平成29年の公職選挙法改正により、同年の衆議院議員選挙から実施されています。

※東京都第1区は、新宿区の一部、港区の一部、千代田区により構成され、東京都第10区は、新宿区の一部、中野区の一部、練馬区の一部、豊島区の一部により構成されています。



東京都第10区の区域	東京都第1区の区域
中落合1・3・4丁目 上落合1～3丁目 西落合1～4丁目 中井1・2丁目	東京都第10区に属さない地域 (左記以外の町丁目)

◆期日前投票のご案内◆

投票日当日、仕事や旅行、用事などで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

今回の選挙では、選挙区によって、ご利用いただける期日前投票所が異なりますので、ご注意ください【右表参照】。

■持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をあらかじめご記入の上、お持ちください。 ※印鑑は不要です。

■投票所整理券が無いと投票できませんか？

投票所整理券がまだ届いていない、紛失した等の場合は、期日前投票所に備え付けの「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。新宿区の選挙人名簿に登録があり、投票する日現在で選挙権がある方であれば、投票できます。

■住所によって期日前投票所は決められていますか？

衆議院議員小選挙区の区域により異なります。右表をご覧ください。ご利用ください。(例:東京都第10区の方は、戸塚特別出張所では投票できません。)

■長期の出張等で期日前投票に行けない場合は？

滞在地で不在者投票をすることができます。詳しくは4面「滞在地・転出先での不在者投票」をご覧ください。

※期日前投票の時間は、いずれの期日前投票所でも午前8時30分～午後8時までです。

	期日前投票所	所在地	期間
東京都第1区	区役所本庁舎 地下1階	歌舞伎町1-4-1	10月20日(休)～10月30日(出)
	四谷特別出張所	内藤町8-7	
	麹町特別出張所	麹町町15	
	櫻町特別出張所	早稲田町85	
	若松町特別出張所	若松町12-6	
	大久保特別出張所	大久保2-12-7	
	戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
	落合第一特別出張所 1階	下落合4-6-7	
東京都第10区	柏木特別出張所	北新宿2-3-7	10月24日(日)～10月30日(出)
	角筈特別出張所	西新宿4-33-7	
	区役所本庁舎 6階	歌舞伎町1-4-1	
	雑司が丘第一特別出張所と同一建物内	下落合4-6-7	
	落合第二特別出張所	中落合4-17-13	

※表中の太字は、変更になった期日前投票所です。ご注意ください。

◆投票の方法◆

■投票する順序

最初に「衆議院(小選挙区選出)議員選挙」を行い、次に「衆議院(比例代表選出)議員選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」を同時に行います。

■衆議院(小選挙区選出)議員選挙【あざき色】

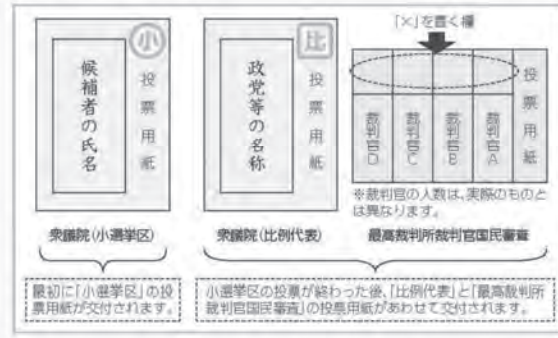
候補者の氏名を1名のみ書きます。東京都第1区の投票所では「東京都第1区」の候補者名を、東京都第10区の投票所では「東京都第10区」の候補者名を書きます。

■衆議院(比例代表選出)議員選挙【ピンク色】

政党等の名称を1つのみ書きます。

■最高裁判所裁判官国民審査【うぐいす色】

投票用紙には、裁判官の氏名が印刷されています。やめさせたいと思う裁判官がいれば、氏名の上に「×」を書きます。やめさせなくてよいと思う場合は、何も書かなくてください。



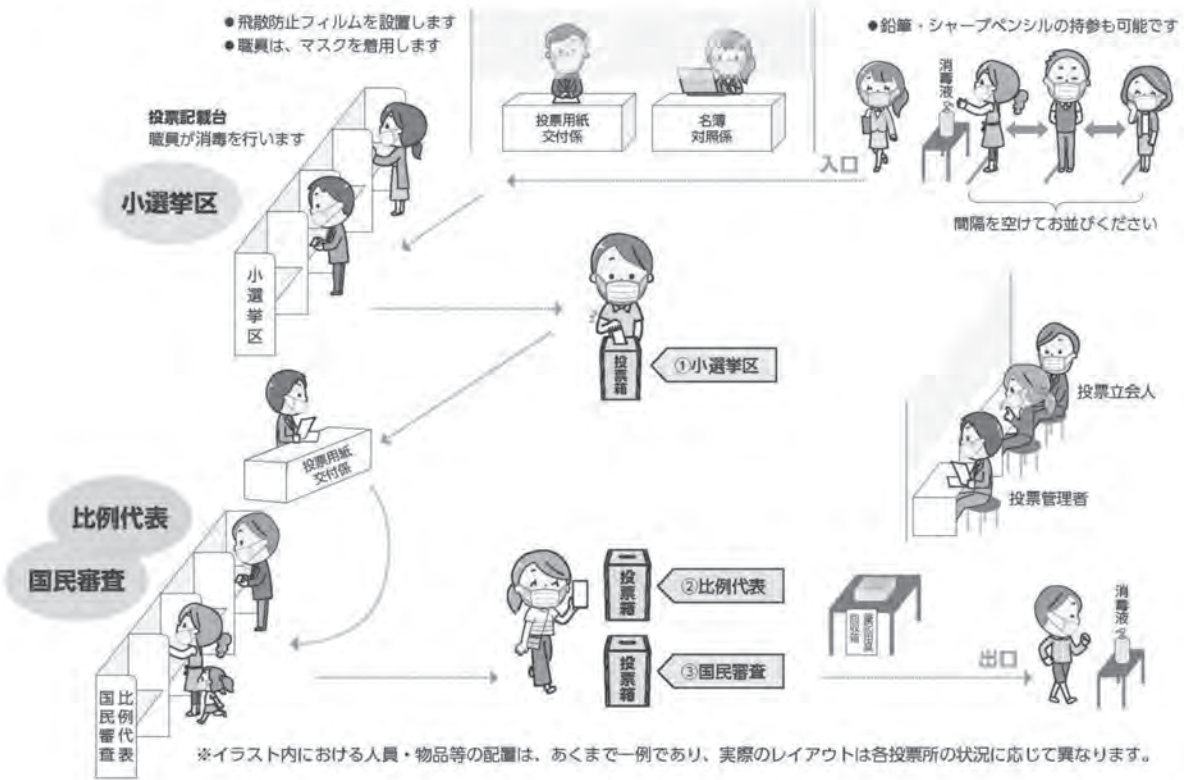
投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

◆新宿区が実施する感染症防止対策◆

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスクを着用し、手洗い及び手指の消毒を随行します。
- 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理係及び投票立会人の面前には、飛散防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆を用意しています(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です)。
- 投票記載台や、貸出し物品(老眼鏡やルーペ・点字器など)についても消毒を徹底します。
- 投票所内は、換気を適宜実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で、投票者数に関する情報を提供します。
- 特設ホームページには「前回(平成29年)の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査」「本年の東京都議会議員選挙」における期日前投票所別投票者数を参考として掲載するとともに、「今回の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査」における日ごとの期日前投票所別投票者数を毎日更新します。

◆ご来場の皆様へのお願い◆

- ご来場の際は、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ご来場の際の手指のアルコール消毒、投票所内の様エチケットにご協力ください。※1
- ご自身で鉛筆・シャープペンシルをご持参いただくことも可能です。※2
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- 期日前投票を、ぜひ積極的にご活用ください。スムーズな受付のために、あらかじめ投票所整理券の裏面にある「期日前投票宣言書(兼請求書)」のご記入をお願いします。
- ※1 アルルギー等、アルコール消毒が困難な方は、保身までお申し出ください。
- ※2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂製で破きにくい。ため、ボールペン・水性ペン等では、インクで他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士がくっついたり、文字がにじんで判読が困難になる恐れがあります。ただし、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません)。



◆特例郵便等投票◆

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方(※1)で、一定の要件を満たす場合、郵便等により投票をすることができます(特例郵便等投票)。

なお、請求には期限があります(※2)。詳しくは、区選挙管理委員会特設ホームページをご覧ください。(https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/202111senkyo.html)

※1 特別郵便等投票に関する特別法により、濃厚接触者の方は、特別郵便等投票の対象ではありません(マスクの着用や手指の消毒など、感染防止対策を徹底したうえで、投票所・期日前投票所での投票をお願いします)。

※2 請求期限(10月27日水)を過ぎてからは、今回の選挙における特別郵便等投票の請求はできません。お早めにお手続ください。

◆投票所整理券◆

公示日以降降次、投票所整理券を住民票の世帯ごとにまとめて封書(下記参照)でお送りします。投票の際は、印字されたお名前をよくご確認のうえお持ちください。



新宿区の選挙人名簿に登録のある方は、投票所整理券が届かない場合や、紛失した場合でも投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。

なお、投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなかった場合、要件を満たさない事実が判明した場合、新住所で選挙人名簿に登録された場合は、投票することができません。

◆投票・開票速報◆

開票は、10月31日(木)午後8時45分から、新宿コスミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区のホームページでご覧いただけます。

◆滞在地・転出先での不在者投票◆

国内の出張や旅行、区外への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。不在者投票ができるのは、10月20日より10月30日までです。投票用紙等の請求・送付は郵便による方法を用いますので、お早めにお手続きください。

- (1) 投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会にて投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。
※区外へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣言書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。
※請求書の様式は、新宿区のホームページからダウンロードできます。
※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください(必要な申請ツール等をお持ちの方は、電子申請が可能な場合があります。詳しくは、区選挙管理委員会特設ホームページをご覧ください)。
- (2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、公示日の10月19日(水)以降に(20日)以降に到着した分については、受付が済み次第「投票用紙の送付先」にレターパックプラスで投票用紙等をお送りします。
- (3) 滞在先・転出先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。
※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。
※不在者投票所の場所や投票できる日時は自治体によって異なりますので、事前に滞在先・転出先の選挙管理委員会にご確認ください。

(4) 投票用紙等は滞在先・転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(10月31日)を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記載例】 投票用紙等請求書

私は令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、○(○)投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。
令和3年○月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先住所
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌島(仮町)1-5-1

◆身体の不自由な方には◆

- 代理投票
心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。
- 点字投票
目ที่ไม่自由な方は点字投票ができます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。
- その他
すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・輪読ボード・車いす等を用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。必要な方は、係員にお申し出ください。

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、10月27日(水)まで(※)に投票用紙等の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。
また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

身体の不自由な方	内容	要介護
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(10月27日(水))を過ぎてからは、今回の選挙の郵便等による投票用紙等の請求はできません。お早めに手続きしてください。

◆在外投票◆

国外に在住し、在外選挙人名簿に登録されている方は、国外でも衆議院議員選挙の投票ができます。また、一時帰国している方や、帰国後に国内の選挙人名簿にまだ登録されていない方は、在外選挙人名簿を提示することで、国内で「期日前投票」「滞在地・転出先での不在者投票」[投票日当日の投票]のいずれかの方法により投票できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

◆選挙管理委員会公式ツイッターのご案内◆

区選挙管理委員会公式ツイッターでは、選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。
アカウント名:shinjuku_senkan(新宿区選挙管理委員会)
URL:https://twitter.com/shinjuku_senkan



リサイクルマーク

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

◆指定病院等に入院・入所している方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

慶應義塾大学病院	特別介護老人ホーム 新宿けやき園
大久保病院	特別介護老人ホーム マザラス新宿
東京新宿メディカルセンター	特別介護老人ホーム 神楽坂
東京女子医科大学病院	特別介護老人ホーム もみの樹園
国立国際医療研究センター	特別介護老人ホーム みさよはうす富久
東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム サニーパレス四谷番屋
目白病院	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
東京医科大学病院	有料老人ホーム しまナーシングホーム新田橋
香山記念病院	有料老人ホーム コミュニケア24番しの新宿御苑
林外科病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
特別介護老人ホーム 原町ホーム	有料老人ホーム グランヴィー神楽坂
特別介護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
介護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
北山伏特別介護老人ホーム あかね苑	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
北新宿特別介護老人ホーム かしわ苑	指定障害者支援施設 新宿けやき園

◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、難病等でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・これらに準ずる難病等の方

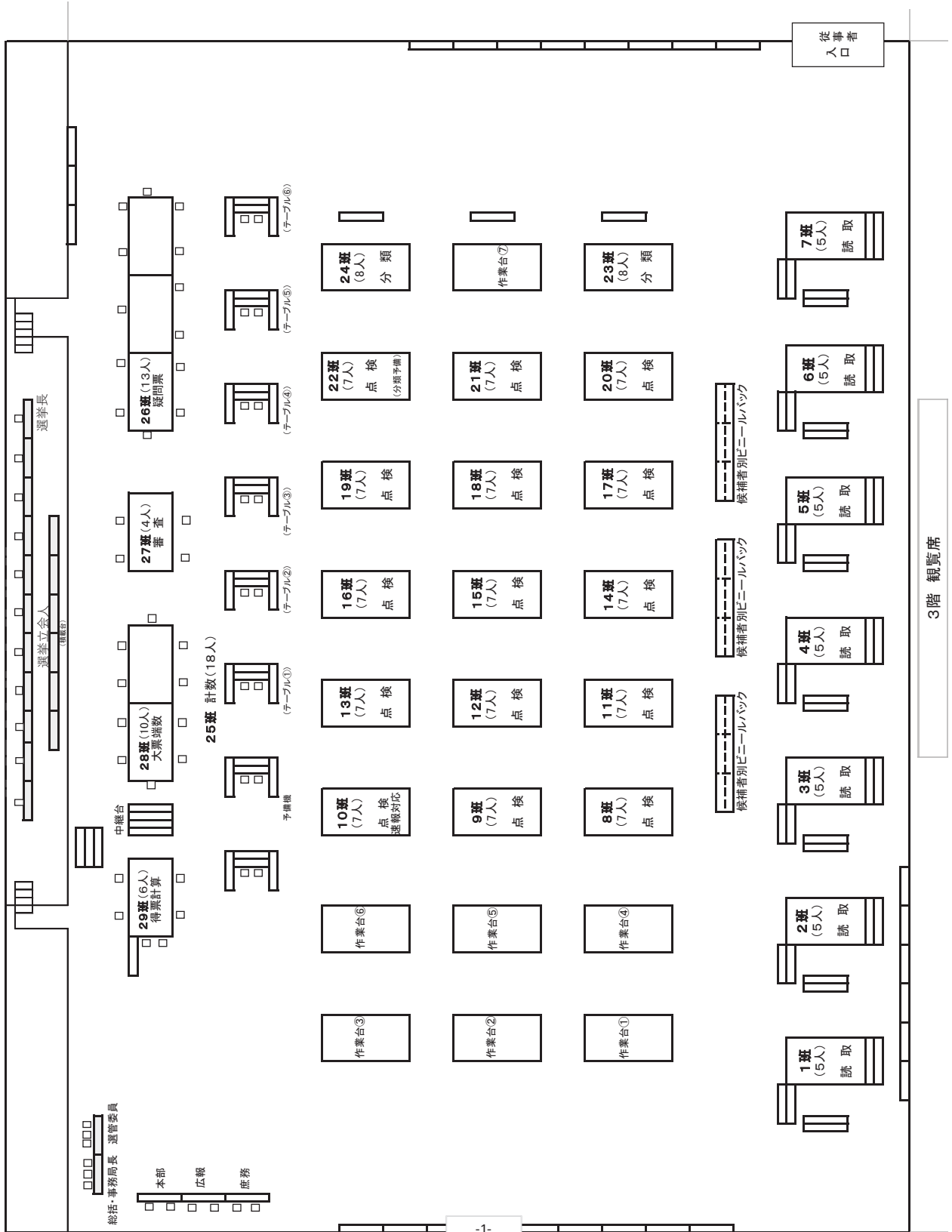
- 障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・☎(3209)3441
- 介護保険の「要介護」の認定を受けている方
- 介護保険課給付係 ☎(5273)3497・☎(3209)6010
- 介護保険の「要支援」の認定を受けている方または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
- 地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・☎(6205)5083

◆選挙公報を配布します◆

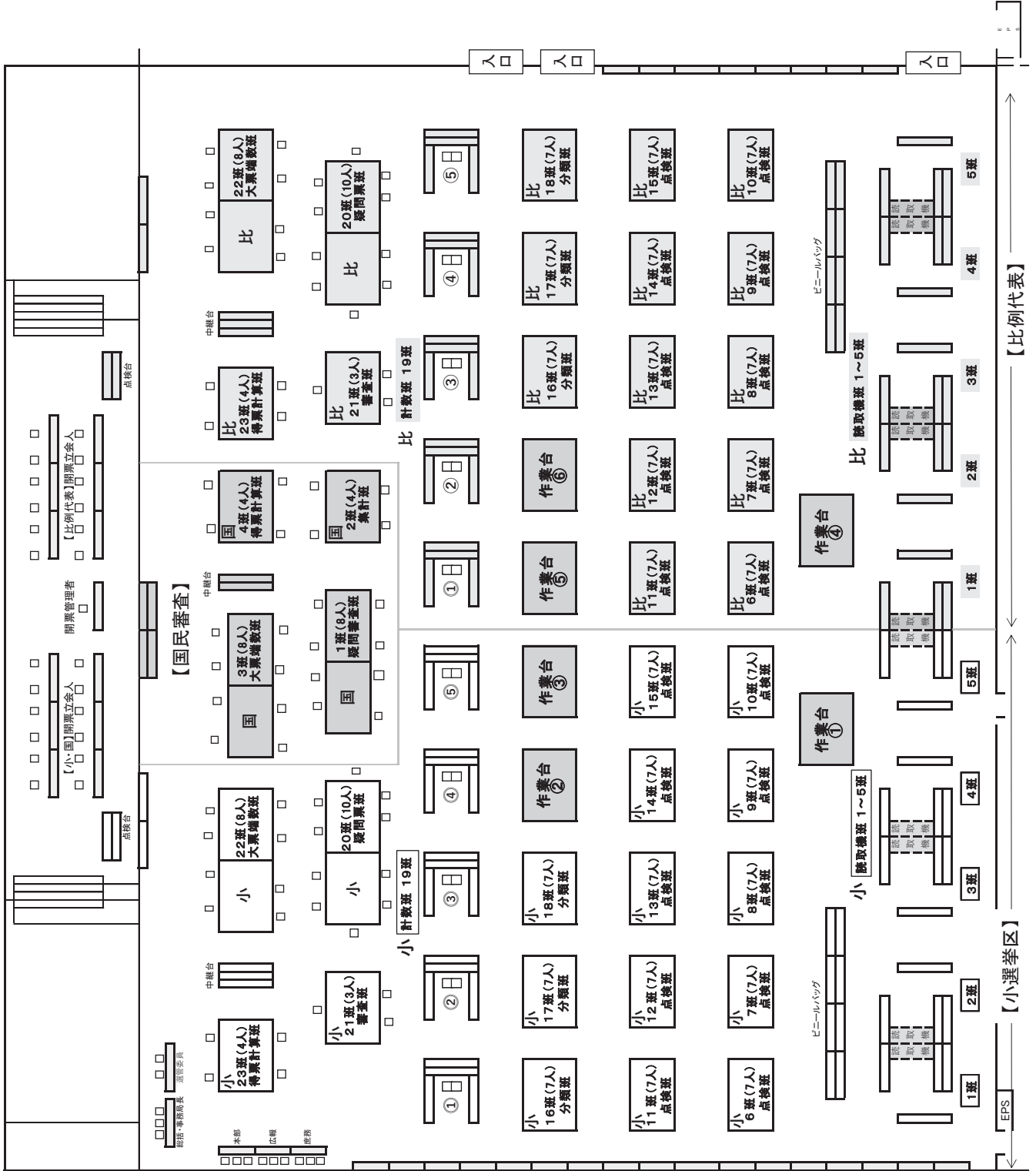
10月29日(金)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡下さい。
また、区役所本庁舎・分行舎や特別出張所などの主な施設にも置きます。
目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらから区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※東京都選挙管理委員会ホームページ(https://www.r3syuugiinsen1.metro.tokyo.lg.jp/)でも選挙公報をご覧いただけます。公開は10月22日頃の予定です。新宿区ホームページからもご覧いただけます。

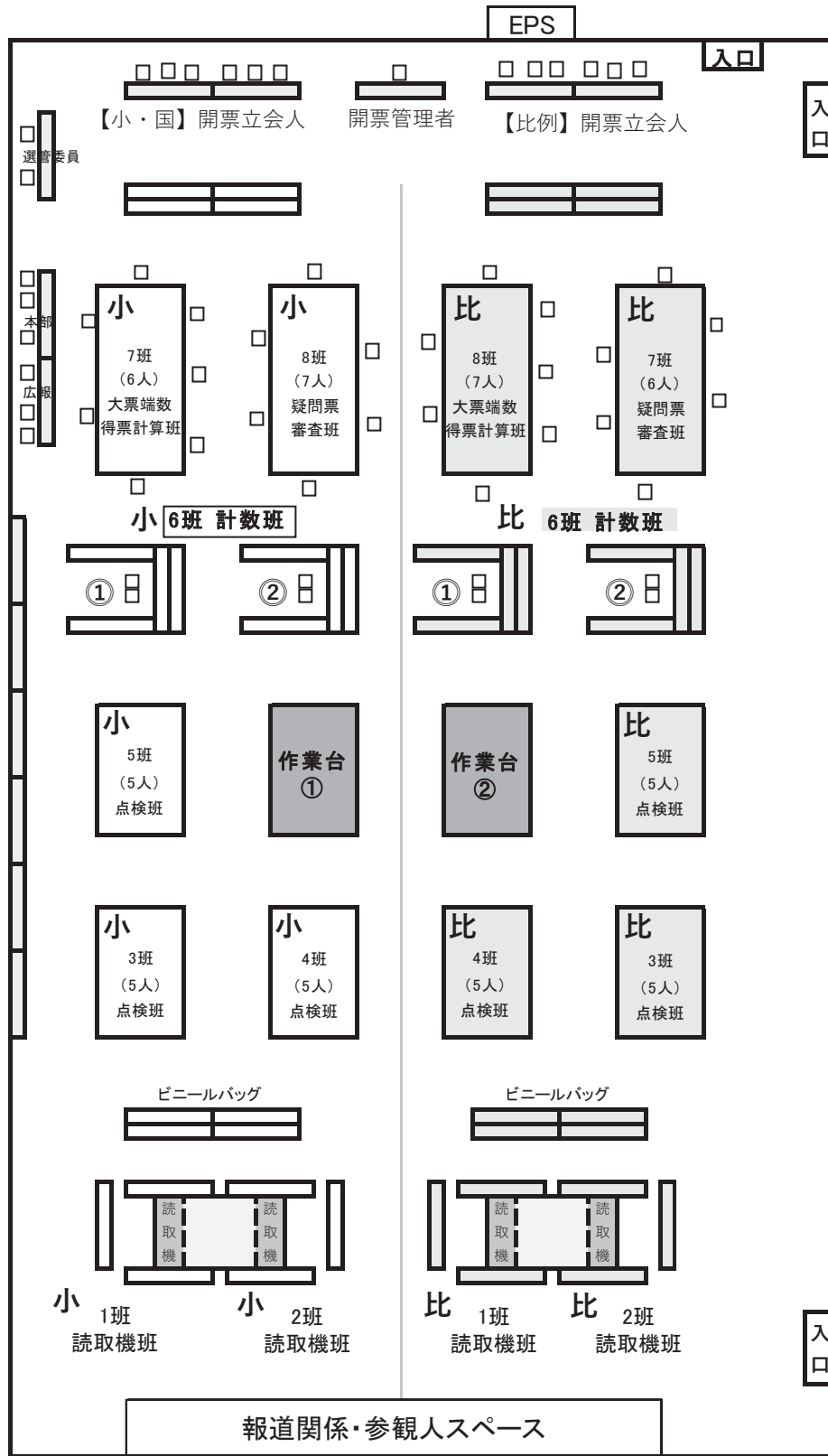
令和3年執行東京都議会議員選挙 開票所平面図



令和3年執行衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 開票所平面図（東京1区）



令和3年執行衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 開票所平面図 (東京10区)



← 【小選挙区】 → ← 【比例代表】 →

新宿区選挙管理委員会委員及び事務局職員名簿

委員会

委員長	齊藤博
同職務代理者	染谷正明
委員	東洋志
委員	野尻信江

事務局

事務局長	山本誠一
事務局次長	鈴木祐志
選挙主査	高畑範章
主任	引地雅廣
主任	諸田航平
主任	古市将貴
主任	前田大介
主事	平賀翔太

兼務職員【東京都議会議員選挙】

主事	荻野詩織	(福祉部地域包括ケア推進課)
主事	沼生博行	(環境清掃部ごみ減量リサイクル課)

兼務職員【衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査】

主任	久保佳子	(会計室)
主任	徳永康太	(福祉部介護保険課)
主事	宇賀神健太	(環境清掃部ごみ減量リサイクル課)
主事	高橋諒	(中央図書館)

この印刷物は、業者委託により400部印刷しております。その経費として、1部あたり1,050円(税抜)かかっております。ただし、編集時の職員人件費や配送費などは含んでいません。

令和3年7月4日執行 東京都議会議員選挙

令和3年10月31日執行 衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

選挙の記録

印刷物登録
2021-2-5301

令和4年3月 印刷発行

新宿区選挙管理委員会
新宿区歌舞伎町1-5-1
新宿区役所第一分庁舎3階
電話 03 (5273) 3740

【非売品】